

アジアにおける民事訴訟法改革の一局面

——ベトナムにおける民事訴訟法制定に関する法整備支援等に焦点を当てて——

川 嶋 四 郎

目 次

第一章 はじめに

——問題の限定

第二章 ベトナムにおける二〇〇四年民事訴訟法の制定

1 民事訴訟法制定の歴史

2 二〇〇四年民事訴訟法の制定

——二〇〇四年民事訴訟法典の概観

第三章 ベトナムにおける二〇〇四年民事訴訟法制定以後の動き

——その後の民事訴訟法の改正等に関連して

1 人材の育成

- 2 判例制度の発展への動き
 - 3 二〇一一年の民事訴訟法一部改正
 - 4 二〇一五年の民事訴訟法一部改正
 - 5 判例制度の構築への動き
- 第四章 おわりに
- 「当事者主義」の実現
- 1 ドナー間の競合
 - 2 「当事者主義」について

第一章 はじめに

——問題の限定

近年、東南アジアにおける経済発展は著しい。市場経済の急激な普及と展開は、政治体制の異なる国家の壁を越えて、共通ルールの共有とそのため制度基盤の整備を、不可避的に促すことになる。

東南アジアでは、民族も歴史もまた政治体制も異なるいくつかの国家が、現時点におけるそれぞれの経済発展の度合いには遅早の異同はあるものの、現代社会ひいては世界経済の発展に即応した国家の基本政策を見直しあるいは具体化する方向で、現在、自国の経済的・社会的な発展、ひいては、国民個々人の福利や幸福の増進に向けて邁進している。経済活動を展開させ社会的な安定性を維持し向上させるためには、「法の整備」は不可欠である。個人の尊重や民主主義の原理に基づいた豊かで安定した社会を築き上げるには、法の支配の具体化や実効性の確保は不可欠であり、人や企

業の社会・経済活動の基礎となる法の整備が必要となるのである。たとえ市民法秩序が、国家固有の歴史や伝統に基づくものであっても、その合理的な近代化や可視化は、法を通じた社会のセーフティ・ネットの創造と確立のためには、必然的に要請されることになる。

グローバル化の波に洗われながら、国家は、社会・経済の発展のために、民事紛争の公正な機構を通じた適正かつ迅速な解決による事後的救済システムを、社会基盤として事前に準備しなければならず、一般に、その完備と活用可能性が、人や企業等の自由闊達な経済活動を保障することになるのである。これは、法を通じた人・企業の制度に対する信頼の可視化の実現ということもできる。

そのような民事法の領域における法的救済システムの中核に位置するのが、民事訴訟法である（以下では、民事法の領域といった場合には、後述するように、いわゆる社会主義法における経済事件の紛争処理の法領域をも含むものとする。）。民事手続法の基本法であり一般法である民事訴訟法の領域においても、東南アジア各国が、それぞれの歴史的な背景のもとで形成され活用されてきた手続の大改革が、今世紀に入ってみられることとなった。たとえば、二〇〇四年にはベトナムで、二〇〇六年にはカンボジアで、新しい民事訴訟法が制定されたのである。いずれも、日本からの法整備支援の成果として、新たに制定された法律である。法典のうえでは、基本的に「当事者主義」を採用し、現代民事訴訟法典（民事訴訟についての近代法典）としての基本的な姿を体现している。

これらについては、ともに日本が法整備支援に関与したが、この二つの民事訴訟法典の成立過程には顕著な差異がみられる。関与主体の数や構成、関与形式、関与期間、関与内容、および、出来上がった法典の具体的な内容にも、異同がみられる。法典の成立過程それ自体が、その後の民事訴訟法の現実的な活用・運営とその後の発展に対しても、一定の影響を与えているようにも思われる。本稿では、当初、この二つの民事訴訟法典に関する法整備支援について論じる

予定していたが、諸般の事情から、さしあたりベトナムの場合に限定して論じたい。

ところで、日本における法整備支援は、新たな形態のODA (Official Development Assistance : 政府開発援助) の一環として実施されている。これは、日本国憲法がその前文で標榜する国際平和主義や国際協調主義の具体的な実践という側面をも有する。また、法整備支援は、他の項目と比較して必ずしも大きな注目を浴びることはなかったが、二〇〇一年に公表された『司法制度改革審議会意見書』で具体的に提言された「二一世紀の日本を支える司法制度」の項目をなしていた。⁽²⁾そこには、日本の司法の「国際化への対応」として、「法整備支援の推進」が挙げられていたのである。⁽³⁾

しかも、日本における法整備支援活動は、他国における立法作業の支援という活動を超えて、自国(日本)の法発展に寄与する可能性を秘めている。つまり、このような発想は従前にはほとんどなかったのではないかと思われるが、諸外国への法整備支援のあり方次第では、日本にとって、回顧的には日本法のあり方自体を内省させてくれる絶好の契機ともなると考えられるのである。⁽⁴⁾しかも、法整備支援を梃子とした新たな人的国際関係の構築可能性さえ、開けてくるように思われるのである。これは、法制度の一方的な移植や教示ではなく、情報を共有しながら共に学び考えつつ、翻って自国の制度構築や制度改善を行っていくことの重要性の認識、ひいては、国境を越えた平和的かつ友好的な対等の人間関係の新たな形成にもつながると考えるのである。

一般に、民事手続法の領域は、法整備支援の重要な対象領域である。民事訴訟法の法整備支援のほかにも、現在、たとえば、中国における民事訴訟法整備支援、インドネシアや東ティモールにおける和解・調停制度への支援、ベトナムを含むいくつかの国への倒産法制の整備の支援等、国際協力機構(JICA: Japan International Cooperation Agency)および法務省法務総合研究所を通じた日本の民事手続法領域における法整備支援は、広範かつ多岐にわたり、現在進行形

のものも数多く存在する。⁽⁵⁾ 本稿は、そのすべてを網羅することはできないので、ベトナムにおける民事訴訟法制定および改正支援について、若干の考察を加えたい。

そのさい、手続法である民事訴訟法の場合には、いわば「形式と実質の統合」の促進が強く要請されると考えられる。民事訴訟法自体、最も慎重で重厚な民事紛争処理手続として、専門技術的な色彩を濃厚にもつものの、国家の統治政策が具体的に発現する局面でもあり、民主国家の重要な要素の一つである。それは、単に形式的な条文のうえに、しかも単に形式的に顕在化するだけではなく、その実務運用面におけるプロセスにおいても当事者の主体性を尊重した具体的な民主的実践が望まれる。⁽⁶⁾ これは、「理論と実践の有機的な統合」でもあり、社会的なニーズに即応し、国民にとって利用しやすく分かりやすく頼りがいのある民事手続法の実践課題でもある。裁判所サイドにとつても同様である。民事訴訟法の領域における法整備支援の到達点は、その国民や企業等が、いわば自家薬籠中のものとして手続を活用し、法的救済を獲得できる公正な制度環境が、国家全土で定着することにあると考えられる。それは、日本における民事訴訟法に関する課題でもあり、未来に実現されるべき理想であるとしても、ともかく、興味深い民事訴訟法の制定過程とその後の過程を一瞥することを通じて、法整備支援のあり方をみていきたい。

そのさい、考察のポイントに据えるのは、「当事者主義的な民事訴訟法のあり方」である。これは、二〇〇四年のベトナム民事訴訟法改革における法整備支援において、日本がその具体化を志向した基本的な課題であり、また、その改正のさいに、アメリカが強く要請した民事訴訟法典起草の基本的な指針だったからである。以下では、まず、ベトナム民事訴訟法の制定と改正のプロセスを概観するが、そのさいの考察の基層には、この視点がある。

* 本稿を、このたびめでたく古稀をお迎えになる瀬川晃先生に献呈させていただきます。先生には、私が同志社

大学に赴任以来、折に触れ大変お世話になりました。深く感謝を申し上げます。先生が、これからもご自愛のうへにご活躍されることを、心から祈念致しております。

なお、本稿の基礎には、私がこれまで長い年月の間携わる機会を得ています、法務省法務総合研究所・JIC Aでの法整備支援の経験と、神戸大学大学院国際協力研究科、金子由芳教授を研究代表者とする諸研究に参加させていただいたことに由来する成果が存在することを、付言させていただきます。この研究を通じて、私は、日本国内における民事訴訟法研究や欧米民事訴訟法との比較民事訴訟法研究、さらには歴史研究だけでは決して得ることができない貴重な知見と経験を得る機会を与えていただきました。心から感謝を申し上げます。

(1) 法整備支援に関しては、様々な著作がみられるが、たとえば、その全貌を概観するハイ・レベルで明快な入門書として、香川孝三＝金子由芳編『法整備支援論——制度構築の国際協力入門』(ミネルヴァ書房、二〇〇七年)を挙げておきたい。

法務省法務総合研究所によれば、「法整備支援」とは、「開発途上国が行う法令及びこれを運用する体制の整備を支援する活動」ということができ、具体的な法令案作成への助言・参画及び立案担当者の育成のみならず、法令の適用・執行のための体制の整備及びこれらに従事する法律を専門とする人材の育成等への支援を広く含む。」とされ、「このような支援を効果的に行うために必要な、支援対象国の法制度とその運用の実情やその背景をなす社会・経済・政治の実情等に関する調査研究も、その活動の重要な一部をなす」とされている。尾崎道明「法務総合研究所国際協力部における民商事法を中心とした法整備支援活動について」法の支配二一六号五頁、五頁(二〇〇二年)。

なお、ベトナム民事訴訟法とカンボジア民事訴訟法について、ともに並べて日本の法整備支援の成果と表記することに對しては、やや異論もあり得ることは承知している。しかし、そもそも法整備支援自体については、多様なあり方が考えられ、日本の支援を必要とする程度や内容についても、また、立法担当者の人材や背景さらには熱意などについても多様性がみられるので、むしろ、法整備支援の微妙さと奥深さを示すものとして、本稿では、敢えて並立させる形式で表記した。

(2) なお、川嶋四郎「日本における法整備支援の課題と展望について」法政研究(九州大学)七三巻四号六八五頁(二〇〇七年)も参照。

(3) 『意見書』では、「發展途上国に対する法整備支援を推進すべきである。」として、日本が、これまで「諸外国から近代的な法体系を受け継ぎつつ、国情に即した法制度及び運用を確立してきた経験を活かし、民商法や刑事司法の分野において、アジア等の發展途上国の研修生の受入れ、専門家の派遣、現地セミナーの実施等による法整備支援を実施してきた。」とし、「こうした支援への取組が、国際社会の一員として日本が主体的な役割を果たすうえで重要であるとともに、経済社会のグローバル化が進む中で、円滑な民間経済活動の進展にも資するものであると位置づけられている。そして、法整備支援については、政府も、弁護士・弁護士会も、連携を図りつつ、引き続き積極的にこれを推進していくべきであり、司法制度等に関する情報を一層積極的に海外へ提供し、共有していくべきであるとの提言がなされていた（ただし、『意見書』の提言は、このように抽象的なものであり、その具体化は、個別案件ごとに多様な工夫が必要となるであろう）。

なお、法科大学院への留学生の受入れも、法整備支援の一環として提言されていた。しかし、残念ながら、このような当然の展開と考えられた妥当なプロジェクトも、いまでは過去の仄かな幻想的希望のようにも思われる。たとえば、川嶋四郎「日本における近時の『法科大学院問題』に寄せて——タマナハ『アメリカ・カースクールの調査』との出会いを機縁として」『現代日本の法過程——その構造と動態（宮澤節生教授古稀記念論文集）』上「二五一頁（信山社、二〇一七年）参照。

(4) たとえば、川嶋四郎「法整備支援とそのプロセスを通じた内省的視座の獲得——民事訴訟法研究者の視点から」ICD NEWS 四八号一頁（二〇一一年）など。もちろんこれは、法整備支援主体（それを構成する具体的な個人々人）の基本的な考え方や基本姿勢にも依存する困難な課題である。さらに、戒能通厚「法整備支援と比較法学的課題」比較法研究六一号七〇頁（二〇一一年）も参照。

(5) 日本におけるこれまでの法整備支援を、年表形式にした一覧表として、たとえば、「法整備支援活動年表」（ただし、二〇〇五年一月二四日現在。ICD NEWS 二〇号一九六一—一九七頁（二〇〇五年））がある。それ以降は、ICD NEWS の各号が、定期的に各国に対する法整備支援の現況報告などを掲載しており、極めて有益である。これは、法律雑誌として紙媒体で公開されているが、インターネット上の電子情報としても、自由にアクセスすることが出来る。 http://www.nioj.go.jp/nousouken/nousouken05_00067.html を参照。

(6) 川嶋・前掲論文注（二）七〇〇頁も参照。

第二章 ベトナムにおける二〇〇四年民事訴訟法の制定

1 民事訴訟法制定の前史

(1) 改正への道程と旧法

日本の法整備支援のなかでは、ベトナムに対するものが最も早かった。⁽⁷⁾

まず、二〇〇四年の民事訴訟法制定を理解するために、従前の法の全面改正を前提としたその法の制定に至る前史を、簡潔に振り返りたい。

ベトナムは、一九八六年に、ドイモイ政策を採用した。これは、社会主義国家体制のもとで、計画経済を修正し、市場経済化政策を推進することを目標とするものであった。そのような基本政策に基づき、一九九二年には、私有財産制を認める憲法を制定し、二〇〇一年の憲法改正を通じて、市場経済に対応できる具体的な法制度を構築する必要性に迫られることとなった。

そこで、一九九三年に、最高人民裁判所に民事訴訟法編纂委員会が設置された。また、二〇〇二年一月二日付の「ベトナム共産党中央執行委員会政治局決議」(8-NQ/TW)は、迅速に民事訴訟法を制定すべきことを要請した。

この時代、民事裁判手続を規律する法規範としては、国会常任委員会が定めた法令⁽⁸⁾がいくつか存在した。すなわち、一九八九年の民事事件解決手続法令、一九九二年の経済事件解決手続法令、および、一九九六年の労働事件解決手続法令が、それであった。これらの法令は、当初から、後年には国会の制定する法律の形式に改められることが予定されていた。⁽⁹⁾

これらの法令は、手続内容にやや違いがあるものの、おおむね次のように訴訟手続としての共通性を有していた。⁽⁹⁾す

なわち、概して、訴訟物の幅が広く、審理判断の対象となる訴訟上の請求の範囲に制限がなく広い範囲で判決を言い渡すことができ（処分権主義中の申立拘束主義の不存在）、職権証拠調べの原則を採用し、口頭弁論前の準備手続において当事者の立会いなしに詳しい証拠調べを行い、口頭弁論期日は原則として一回で終了して迅速に訴訟を終了させ、判決の効力は原告・被告以外にも広く及ぶなどといった手続的な特徴が存在した。しかも、社会主義法の特徴として、民事事件と経済事件における手続の区別^⑩、検察院の訴訟提起の許容、人民参審員を含む合議体の構成、検察官の口頭弁論期日への立会権、検察官の控訴権、監督審制度^⑬、再審制度などが規定されていた。

(2) 日本とアメリカの支援

ベトナムへの民事法分野に対する日本の法整備支援は、一九九四年（平成六年）から始まった^⑭。先に述べたベトナムでの決議を受け、二〇〇二年（平成一四年）から、新しい民事訴訟法の起草に向けた日本の法整備支援が、現実^⑮に開始された。その法律の草案作成にさいしては、二つの基本方針が立てられた。一つは、現在のベトナムの要請に応えるという目的と、もう一つは、民事訴訟法の持続的な発展を可能とするという目的であり、それは、国際化の潮流にもかなう民事訴訟法を制定するという目的であった^⑯。

そのような国際化の要請をベトナム政府に提示したのは、アメリカであった。しかも、具体的な形式で、ベトナムにおける新しい民事訴訟法の制定のために直接的な契機を与えたのも、またアメリカであった^⑰。

二〇〇一年に、ベトナムはアメリカとの間で「米越貿易協定」を締結したが、その第二章一条から一三条には、両国が知的財産権の保護につき、民事訴訟と民事保全に関して条約締結国が制定すべき訴訟法規の内容が規定され、第六章三条には、経済活動に関する立法について、両国は意見を提出することができる^⑱とされていた。アメリカは、それに

基づいて、一定の条件のもと、民事訴訟法の制定を要請したのである。

この起草支援は、USAID (United States Agency for International Development. 米国国際開発庁) のファンドに基づくSTARプロジェクト (Support for Trade Acceleration Project. 貿易促進支援プロジェクト) の一環として行われた。⁽¹⁸⁾

その起草目的には、①知的財産権の保護を強化するための緊急保全措置 (民事保全) の導入、②検察官の提訴権の廃止による「司法権の独立」の強化、③当事者・弁護士の権利強化、および、公開法廷で採用した証拠のみに基づく裁判を行うとしよう、「職権主義」(Inquisitorial System) から「当事者主義」(Adversary System) への劇的な転換などが挙げられていた。

このようなアメリカのSTARプロジェクトが行った民事訴訟法草案の起草支援は、日本とはかなり異なったものであることが指摘されている。⁽¹⁹⁾つまり、アメリカにとつて、民事訴訟法についての「支援」は、協定を根拠とした自国利益擁護の性格があつたとされるのである。その基盤が示唆するように、基本的には、アメリカの貿易促進を企図してベトナム国内法制の変革を迫るものであつた。STARは、草案についてセミナーを行い、意見書を提出したが、その内容は当事者の訴訟手続上の権利の保護、公正な手続など、日本側のコメントと一致するところが多かつたとされる。ただし、その「支援」は、日本のような継続的な支援ではなく、単発的なものであり、また、アメリカ側の意見内容は、アメリカ法と同様の内容であつたという。たとえば、法典の構成を、総則と一審、控訴審、非訟などの各編に分けるのではなく、第一章から第二十五章までを並べる構成を勧め、アメリカ法的な民事保全を勧めたとされるのである。

ところで、ベトナムの立法作業にさいしては、その作業に外国人が直接関与することは許されなかつた。⁽²⁰⁾ベトナム人の官僚が、外国の法令資料や経験を調査研究し、ベトナムの実情に最も適する内容の法律を作るという原則が、そこで

は厳しく遵守されていたのである。それゆえ、日本の法整備支援は、そのための参考資料や助言の提供に止められた。三名の専門家が、支援を担当したが、ベトナム側作成草案にコメント（助言）を行う方法で、支援が行われた。これに対して、ベトナム側は、そのコメントを参考にして、草案の改訂を順次行っていた。ベトナム側は、特に関心をもつ具体的問題点についてコメントを求めたが、日本側は、それらの点にかぎらず、草案全体について日本側が必要と考える点について、多岐にわたり親身なコメントを行った。

それら日本側のコメントが、法律に取り入れられることが多かったとされる。ただし、日本側は、監督審制度、合議制などの憲法の規定する制度については、ほとんどコメントを行わず、ベトナム側の改正方針を前提に進めたとされる。⁽²¹⁾

約二年間という迅速さで、民事訴訟法案が起草され、二〇〇四年六月には、新しい民事訴訟法が、国会で可決成立した。民事訴訟法の施行にともない、先に述べた三法令は廃止された。⁽²²⁾ なお、後述のように、二〇一一年に大改正があり、また、二〇一五年には、さらに新たな民事訴訟法が制定されていることから、本稿では、この民事訴訟法を、「二〇〇四年民事訴訟法」と呼ぶことにしたい。

(3) 民事訴訟法の制定における具体的な課題

この民事訴訟法の制定にさいして、具体的な課題となったのは、ベトナム側の説明によれば、以下の通りである。⁽²³⁾

第一に、「民事訴訟法の規定の範囲」が問題となった。いくつかの事件類型、すなわち、選挙人名簿関係事件、戸籍登録関係事件、ストライキ関係事件を民事訴訟法に組み込むか否かの問題であった。

第二に、「事件に利害関係をもつ関係当事者の権利・義務」が問題となった。すなわち、当事者自身ではなく、関係

当事者が、権利・利益を擁護するために裁判所に申立てをすることができるか、また、検察院は、それが可能かなどの問題であった。

第三に、「当事者の自己決定権」、つまり処分権主義の問題であった。訴えの提起や訴訟の終了の局面で、当事者の自己決定をどの程度認めるかに関する問題であった。なお、提訴に関しては、個人の権利・利益を擁護するために、国家机关や組織（例、女性や子どもの権利を擁護する組織、労働組合等）の提訴権を認めるか否かも問題となった。また、申立拘束主義の採否も課題となった。これは、処分権主義の問題であり、当事者主義の問題でもある。

第四に、「当事者の証拠提出義務」の問題である。ここでは、当事者の証拠提出に期限を設けるべきか、また、どのような場合に裁判所が証拠収集を行うことが許されるかなどが問題となった。これは、弁論主義の問題であり、当事者主義の問題である。

第五に、「緊急保全措置（民事保全）」の問題である。これは、特に国際化の要請から（ベトナムのWTO加盟の条件として）不可避の課題となった。

第六に、「訴訟上の和解等の承認決定」の問題である。これは、当事者の合意に至るプロセスやその内容・効力に関する問題である。

第七に、「判決の効力の実効性確保」の問題である。これは、強制執行法（ベトナムでは、「判決執行法」と呼ばれる。）の問題である。

第八に、「指導文書」の作成である。これは、民事訴訟法の制定後、最高人民裁判所の裁判官評議会が、たとえば、判決書フォーマットなどのように、法律を具体化するより詳細な「指導文書」を作成するという課題である。

いずれも、ベトナムにおける継続的な立法課題とされており、後述のように、そのいくつかは、その後立法に結実す

ることとなった。

2 二〇〇四年民事訴訟法の制定

——二〇〇四年民事訴訟法典の概観

(1) 当事者主義の原則的な採用

二〇〇四年のベトナム民事訴訟法に関する本格的な検討は、後日に譲らざるを得ないが、概観すれば、民事訴訟において当事者の私的自治・自己決定権が尊重されるべき領域では、日本側のコメントの多くが取り入れられたと評価されている。⁽²⁴⁾これは、「当事者主義的民事訴訟法の基本構造」を示すものである。ただし、従前からの手続規律の基本構造を色濃く残す規律もみられる。

① 処分権主義（裁判所による当事者の自己決定尊重原則）の採用

旧法時代のベトナム民事訴訟では、処分権主義における申立拘束主義が採用されていなかった。たとえば、裁判所は、所有者による家屋の明渡請求訴訟において、その家屋に住んでいる被告以外の者（第三者）に対しても明渡しを命じた⁽²⁵⁾とされる。また、そのさいに、被告による反訴の提起がなくても、裁判所は、原告に対して居住者が支出した有益費の償還を命じていた。旧法には、処分権主義における申立拘束主義がなく、訴訟物を、当事者が提示した審理対象のみではなく、社会的紛争と捉え、それに含まれる法律的な問題の全部を解決するのが裁判所の役割であるという、紛争の全面的解決を志向した職権的・後見的な訴訟観に基づいた訴訟運営がなされていたと考えられる。⁽²⁶⁾

これに対して、二〇〇四年民事訴訟法では、裁判所は訴えの提起のさいの申立事項の範囲でのみ判決する旨の規定（申

立拘束主義。二〇〇四年のベトナム民訴五条（以下、本章では、二〇〇四年のベトナム民事訴訟法を、以下では、単に「ベ民訴」と略す。ただし、後述する改正法との関係では、二〇〇四年民事訴訟法と表記する場合もある。）が置かれ、また、反訴とその手続に関する規定（ベ民訴一七二条～一七八条）も設けられた⁽²⁶⁾。これにより、裁判所の審理判断の範囲と権限が限定されることになり、民事紛争解決手続の領域での当事者による自己決定権が尊重され、私的自治が裁判所においても認められることとなったのである。

また、当事者の提訴に関する自己決定権が規定され（当事者手続開始主義。ベ民訴五条）、当事者の意思による訴訟の終了に関する規定（訴訟上の和解等の当事者手続終了主義。ベ民訴一〇条・一八〇条～一八八条。控訴審では、ベ民訴二七〇条）なども置かれた。これらはいずれも不告不理の原則と表現される処分権主義が、その基礎の部分において、二〇〇四年民事訴訟法に採用されたことを意味する。

② 弁論主義の一部採用（職権証拠調べの禁止の原則と自白の原則）

旧法下では、職権証拠調べの原則がとられ、口頭弁論（公判）⁽²⁷⁾の準備を行う裁判官が、職権で事案を詳細に調査していた。イメージ的には、それは、民事訴訟における準備手続的なものというよりも、むしろ、いわば刑事訴訟における「予審」的な手続であった。

これに対して、二〇〇四年民事訴訟法には、証拠の収集・提出を当事者の権限と責任とし、証拠不十分の結果につき当事者が責任を負う旨の規定（ベ民訴八四条。同七条も参照）が設けられた。ただし、当事者が、自ら証拠を収集できない場合にかぎって、当事者の申立てにより、裁判所は、証人尋問の実施や文書提出命令の発令をすることができるものと規定された（ベ民訴八五条）。これは、当事者証拠提出原則の採用であり、補充的・限定的な職権証拠調べの許容

である（これは、日本民訴の視点からみれば、補充的職権証拠調べは許容されるものの、ほぼ弁論主義の第三原則に相当するものの導入と考えられる。）。

また、当事者の自白がある場合は、不要事実となる旨が規定された（ベ民訴八〇条二項・三項。これは、弁論主義の第二原則に相当する。）。

これらの規律は、裁判所の負担軽減をも目的としてなされたものであるが、当事者の自己決定権を認め、私的自治を許すという意味合いをもっている。ただし、判決確定後における新証拠の発見が再審事由となること（ベ民訴三〇四条）や、監督審への異議申立ての要件として、客観的真実との齟齬があることが挙げられていること（ベ民訴二八三条一号）は、確定判決による当事者の地位の安定よりも絶対的真実への指向を優先させるといって、社会主義的な民事訴訟法としての一面が残っていることを示している。²⁸⁾

しかし、日本法における弁論主義では、第一原則である「事実」に関する原則（当事者が主張しない主要事実を、裁判所は、判決の基礎にすることができないという主張責任の原則）²⁹⁾が基本的な重要事項として存在するが、その種の規定は、条文上明記されなかった。³⁰⁾

③ 広範な判決効制度の維持

判決の効力は、訴訟構造、とりわけ当事者構造や審理構造に関係する。日本側は判決の効力に関する規定を設けることを提案したとされるが、しかし、二〇〇四年民事訴訟法では、すべての市民、国家机关および組織が、法的効力を有する判決を遵守すべきであるとする、ベトナム憲法一三六条と同様の規定（ベ民訴一九条）が、存置されたにすぎなかった。この場合の国家机关には、後訴裁判所も含まれると考えられることから、これは、後訴裁判所の判断を拘束する

通用力として、既判力に類するものと考えられる。しかし、二〇〇四年民事訴訟法には、判決の既判力に関する客観的範囲（物的範囲）や主観的範囲（人的範囲）を制限する形式で明記した規定は、設けられなかったのである。

このような規律は、国家の裁判所が言い渡した判決の効力の広範な通用性を意味することから、判決効が原告・被告以外の者に及ぶことを前提とした関係当事者に関する規定（ベ民訴五六条）や訴訟参加の規定（ベ民訴六一條）が設けられ、また、判決効が判決理由の部分にも生じることを前提とした規定（ベ民訴八〇条一項a号）も置かれたのである。

(2) 具体的な手続規定の整備

訴訟の運営に関する分野では、日本側のコメントが取り入れられたものが多いと指摘されている。⁽⁴¹⁾

その具体例として、たとえば、民事裁判権の及ぶ範囲（↓1(3)）、事物管轄、土地管轄、移送等、管轄に関する規定が整備された（ベ民訴二五条〜三八条）。

また、旧法では規定が不十分であった緊急保全処分（民事保全。↓1(2)）が整備され、そのさいの担保の提供に関する規定や、不服申立の規定等が整備された（ベ民訴九九条〜一二六条）。このような緊急保全処分は、提訴前に利用できはじめてその本来の効用を発揮するが、しかし、二〇〇四年民事訴訟法における緊急保全処分は、提訴後に初めて利用できることとされた（↓1(3)）。

また、旧法では規定が存在しなかった証拠調べにおける各種の強制（証拠収集の妨害や証明妨害等に対する処置）や、法廷等の秩序維持に関する規定が、「民事手続の妨害行為の処理」という章のもとに、新たに設けられた（ベ民訴三八条〜三九〇条）。特に、文書提出命令（ベ民訴三八九条）などについては、日本の場合よりもより強い強制力をもつ規定が設けられた（この点に関しては、ベ民訴七条も参照）。

さらに、民事訴訟における審理の核心的な手続である口頭弁論において、当事者尋問や証人尋問等の証拠調べや最終弁論を行うこととする基本構造が定められた（ベ民訴二二三条～二三五条）。

ただし、口頭弁論の準備段階（準備手続の段階）の手続については、ほとんど規定が設けられていない（ベ民訴一七九条以下を参照）。したがって、準備手続の具体的なあり方やそこでの証拠調べについては不透明であり、当事者の手続関与の問題が存在したが、必ずしも十分ではないものの、準備手続での証拠調べの結果の利用を制限する形式で、一応の決着がつけられたと指摘されている（ベ民訴二二七条・二二六条を参照³³）。

また、判決書に記載すべき内容が整備され、比較的詳しく規定された（ベ民訴二三八条・二七九条・三〇一条）。これは、日本法の規律よりも詳しいが、民事訴訟規則という制度がなく民事訴訟法ですべてを規定するベトナムの場合の特徴である。この規定は、裁判官の判決書起草のための指針ともなるであろう。しかも、判決書でどのような記載を行うかは、民事訴訟の過程、すなわち、準備手続や口頭弁論手続で何をどのように審理し認定していくかに関わり、審理過程および裁判官の訴訟指揮に対して、一定の指針を与えることになるであろう。

(3) 社会主義法領域の事項

先に述べたように、二〇〇四年民事訴訟法の制定にさいしては、社会主義法の特徴である監督審、再審、合議体による裁判などの点について、日本側はほとんど制度的なコメントを行うことはなかった³⁴。この民事訴訟法では、従前の制度が維持されたのである。

監督審の制度は、社会主義法特有のものであり、監督審は、確定判決に法適用の誤りがあるとき、最高人民裁判所長官、最高人民檢察院長官の異議により判決を破棄し、破棄判決の効力を当事者に及ぼすことにより、正しい判断を通用

させることを目的とする。ベトナムの民事訴訟は二審制をとっている（ベ民訴一七条）が、その上に位置すると評価できる監督審は、文字通り、その確定判決の正しさを担保するために、監督する役割を有している。

監督審の制度自体、憲法に根拠をもつものであるが（ベ憲法一三四条）、その手続等の具体的な内容は、民事訴訟法において定められている（ベ民訴二八二条以下）。

旧法下の監督審は、判決当事者が判決内容に満足していても最高人民裁判所長官や最高人民検察院長官が異議を提起でき、しかも異議申立てが可能な期間（異議申立期間）が判決確定から三年と長く、また口頭弁論が公開されず、当事者には弁論権が与えられていない点に問題があった。

それゆえ、日本側から監督審の手続に対してコメントがなされた。たとえば、最高人民裁判所長官は判決当事者の申請がある場合にかぎり異議の申立てをすることができるようになるべきこと、異議申立期間を大幅に短縮すること、当事者を監督審の手続に関与させ弁論権を与えること、および、監督審における手続を公開とすべきことなどが提案されたが、これらは起草過程のある一時期の草案では取り入れられたものの、最終的に、二〇〇四年民事訴訟法には取り入れられなかった³⁵（これらについては、ベ民訴二八八条・二九二条・二八五条を参照。さらに、第三章4も参照）。監督審の制度は、国家としては、誤った法適用を許さないとの考え方のもとに設けられているものであり、社会主義法に特有の制度であるとされているが、しかし、後述のように（↓(6)、日本法などの資本主義法のなかにも、これに類する制度は見出すこともできる）。

また、誤った裁判を許さず是正するという司法の役割は、再審の制度（その手続については、ベ民訴三〇四条以下）についても同様に妥当する。ここでいう再審とは、判決または決定の内容を実質的に変更する可能性があり、裁判所が当該判決または決定を言い渡したときには、裁判所および当事者が知らなかった新発見の事実関係の出現により、異議

を申し立てられた法的効力を有する判決または決定に関する審理をいう。

検察院による裁判所活動の監察権は、憲法一三七条に根拠があるが、二〇〇四年の民事訴訟法の制定により、検察官が権利者に代わって提訴できる制度は廃止され（ベ民訴一六二条参照）、また、口頭弁論の立会いは、証拠調べにつき当事者から異議があった場合にすぎられることになった（ベ民訴二二条）。この点では、先に述べた当事者の自己決定権が保障され尊重されることとなったのである。しかし、検察官の控訴権（ベ民訴二五〇条）と監督審への異議申立権（ベ民訴二八五条）は、旧来どおり維持された。

そのほか、日本側は、二〇〇四年民事訴訟法案の作成支援過程で、いわゆる簡易手続の紹介も行った⁽³⁶⁾。ベトナムでは、あらゆる民事事件について、三人の合議体（裁判官一名、人民参審員二名）で審理判決が行われていた（ベ憲一二九条〔二〇二三年改正前〕、ベ民訴二二条）が、これでは簡易迅速な民事訴訟審理が行えないために、効率的な事件処理を行うために、単独裁判官による簡易手続に関する日本の制度（特に、簡易裁判所における各種手続）が紹介されたのである。これを参考に、二〇〇四年民事訴訟法の起草過程のある段階の草案では、日本の督促手続類似の制度や、少額訴訟手続に類した制度が現われたが、結局、二〇〇四年民事訴訟法には採用されなかった。しかし、この成果の一部は、後日具体化することになる（↓第三章3）。

(4) 民事手続の一般法としての二〇〇四年新民事訴訟法

ところで、原理的なレベルにおいて、社会主義国においては、生産関係と消費関係との二元論が維持されていた。それに対応して、実体法の構造も、経済契約関係と民事契約関係とに二分され、手続法もそれに呼応する形式で、別個の手続規律が準備されていた⁽³⁷⁾。経済契約関係は、国有セクター・集団セクターが牽引する領域であり、私有セクターに関

わる民事契約関係は、社会主義経済下では限定的な存在であったと考えられる。そのことが、訴訟手続のあり方にも反映し、先に述べた旧法令下の訴訟手続は、先に言及したように、経済事件解決手続法令と民事事件解決手続法令に分離して規律されていたのである。

このような法状況において、社会主義経済のもとでの市場経済の導入といいなながらも、法形式面で、二〇〇四年民事訴訟法は、「実体法横断的な民事訴訟法」(transsubstantive civil procedure)を制定したことには、大きな意義がある。それは、金子教授の指摘のように、「ささやかな私的消費生活関係の紛争解決制度であった民事訴訟手続を、国有・集団・私有セクターいずれを問わず高度な商事紛争をも含む民事一般の紛争解決制度として、その体系的な位置づけを大きく広げた意味がある。」⁽³⁸⁾であろう。しかも、このような実体法横断的ないわば統一民事訴訟法の制定は、最終的には、私法的一般法としての「民法典」の制定につながったのである。⁽³⁹⁾そのような規律は、法令の体系面での資本主義法への接近あるいは和合であり、法を通じて共通の経済基盤が獲得されたことを意味する。国家の形式としては社会主義国家に分類されるとしても、法形式・法体系面では、資本主義・自由主義経済面の法制と基本的には変わりがないからである。ただ問題は、その実際の法運用であり、当事者主義的民事訴訟法における裁判所の後見的役割の程度いかに、社会主義国家が訴訟手続を通じて社会福祉国家を具体化する方向性が、残されることになるであろう。実際、二〇〇四年民事訴訟法の規定は、そのことを可能にする余地を、十分に残しているように思われる。

なお、二〇〇四年における民事訴訟法制定のさいの最大のトピックである「当事者主義」については、本稿の終章で一瞥したい。

(5) 民事訴訟の審理・「和解的判決」の現実

二〇〇四年民事訴訟法が施行された後、日本側の起草支援者の一人は、裁判の傍聴を行った。その民事訴訟法に従った手続が適切におこなわれていたのに満足したと、その所感が記された。⁽⁴⁰⁾

ところが、一般にみた場合に、ベトナム民事訴訟審理の現実は、必ずしも明らかではない。

そのようななかで、ベトナムにおいても、訴訟上の和解のもつ意味は重要である。民事訴訟法においては、和解前置主義が採られ（ベ民訴一八〇条一項）、和解が推奨されているが、日本でも、現在、訴訟上の和解が隆盛を極めている。判決のもつ機能を超えた和解独自の意義と価値が、声高に喧伝されているのである。ベトナムの裁判官にとっては（も）、和解の成功率はプラスの人事評価につながり、社会的に有能な裁判官として尊敬を集めることになり、「出世志向のつよい若い裁判官らが和解にこだわる動機のひとつは十分に理解できる」との調査報告などもみられるのである。⁽⁴¹⁾

さまざまな背景はあるものの、現実の民事訴訟審理においても、たとえ和解が成立しない場合でも、「和解的な判決」が言い渡されていることも、フィールドワークの結果として指摘されている。私が、いくつかの民事事件を傍聴したときも、裁判官が熱心に和解を勧誘しているのが印象的であった。ここでいう「和解的な判決」とは、口頭弁論において裁判官と人民参審員が当事者間にそれぞれ一定の譲歩を迫り和解を勧誘するものの、訴訟上の和解に至らなかった場合には、あたかも日本民事訴訟法における和解に代わる決定（日民訴二七五条の二）に類する判決を言い渡すかのように、和解的内容で言い渡された判決をいう（一部認容判決的な判決でもある。日本とは異なり、ベトナムでは、訴訟上の和解の場合には、それが調書に記載されて訴訟手続が終了するのではなく、決定という裁判形式で和解が承認される）。このような和解涵養的な審理は、かつての日本における弁論兼和解（和解兼弁論）の手続を想い起こさせる。ベトナムの審理では、公開法廷で行われているものの、訴訟事件の審理というより、実質的には訴訟事件の非訟的処理である。

ベトナムでは、当事者による主体的な申立て・主張・立証を實質化する志向が弱いこと、および、実体法整備の遅れから事実認定・法適用の焦点を定めていく裁判官の和解志向がさらに強まる傾向が指摘されているのである。⁴⁵⁾

日本的な意味での「訴訟と非訟の区別」⁴⁶⁾がなされていないベトナム⁴⁷⁾では、口頭弁論という審理形式によって、日本ならば非訟事件に分類される相続に関する事件なども扱う。そのことから、日本的にみれば非訟事件ゆえに、確かにその種の事件では、ある程度の和解的な内容の判断も有用かと思われる(「訴訟の非訟化」以前(一九四七年の民法相続編・家事審判法の制定以前)の日本では、遺産分割事件や推定相続人廃除請求事件などは訴訟事件であった)。非訟的処理は、裁判官の後見的・裁量的・合目的処理の具現化であり、その種の事件処理には適切かもしれないが、純然たる訴訟事件における当事者主義からは乖離すると思われる。

このようなベトナムにおける民事訴訟審理を可能とする仕組みは、実のところ、二〇〇四年の民事訴訟法制定時に、したたかにもすでに条文上織り込まれていたのではないかとさえ推測される。このような和解的な審理および和解的な判決を可能とするように、たとえば、和解前置主義が採用され、準備手続の手続規律があまり具体化されず、関係当事者参加型の手続が準備され、訴えの変更は日本法とは異なり「請求の基礎」や「書面」の要件を置かず(ベ民訴二一七条・二一八条を参照)、事実主張に関する明文の規定(主張原則に関する規定)の設置を回避し、判決書の記載事項が詳しい割に抽象的な感を否めない規定ぶりなどは、新法施行後も、実務上は、ドラスティックな法改正に抵抗し、従前の職権主義的訴訟運営を幾分かは持続させる意図が存在していたのかもしれない⁴⁸⁾。また、新法の円滑な実務への受容を意図していたのかもしれない。

なお、このように必ずしも適正な法適用が行われず、実際には和解を強制するような民事訴訟審理が頻繁に行われているであろうと推測されるベトナムの民事訴訟に、日本で一部注目を集めているような「和解の技法」などが安易に移

入されることに對しては、消極的とならざるを得ない。まずは、きちんとした民事訴訟審理が行われ、適正な事實認定のもとでの確な法適用が行われ、法に従った判決書が作成され言い渡されるといふ、正規の手續環境が創出されることが望ましいと考えられるからである。後述のように、「判決マニュアル」の作成事業や、「判例制度」の發展こそが望まれるゆえんである。⁴⁹⁾

(6) 監督審の位置づけ

日本側の法整備支援においては、監督審自体に對して消極的な評価がなされている⁵⁰⁾。それが、社会主義民事訴訟法に特有の制度として位置づけられ、しかもそれは、当事者の自己決定を中核とする当事者主義にはそぐわない制度と考えられている。

ただし、それを、(制度目的は異なるものの) 非常の救済手段として位置づけた場合には、日本法にも、刑事訴訟法においてではあるが、類似の制度を見出すことができるであらう。

それが、「非常上告」の制度であり、法令違反をただすための、非常救済手續である。ここでは、「上告」という用語が用いられてはいるが、再審手續の場合と同様に、判決確定後における救済手續である。しかし、再審手續と異なり、事實ではなく法令の誤りをもつばら対象とする。当事者に申立権はなく、非常上告をすることができるのは、検事総長だけである(日刑訴四五四条)。この制度は、沿革的には、フランス法の「法律の利益のための上告」(仏刑訴六二〇条)に由来するものとされているが、しかし、フランス法と異なり、法令解釈の誤りが被告人に不利益を及ぼしているときは、その部分が破棄されるので、被告人の救済機能を果たすことになるとされている(日刑訴四五八条一号但書)。

このことから、監督審は、現時における非常の救済制度として、当事者の手續保障を確保しつつ、今後、手続的にも

整備されることが望まれる。

(7) 稲葉一生「法整備支援事業のいま」ジュリスト一三五八号二頁、四頁(二〇〇八年)。

(8) ベトナムにおける各種の規範文書の体系的な位置づけと概観については、松本剛「ベトナム法整備のたより」ICD NEWS 六四号三八頁(二〇一五年)を参照。ベトナムにおける日本の法整備支援として、二〇一五年から、新たに「二〇二〇年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」が開始され、ベトナムにおける法令相互間の不整合を抑制・是正し、その統一的な運用・適用の実現を図ることが目標に掲げられた。日本における内閣法制局、衆参両議院の法制局に類する機関が存在しないベトナムには、法令相互間の不整合の発生が不可避であるが、その問題の克服も、現在の課題となっている。なお、ベトナムにおける立法過程については、渡部吉俊「ベトナムにおける立法過程の概要とその特徴」ICD NEWS 六四号二四頁(二〇一五年)を参照。

(9) 以下については、井関正裕「ベトナム民事訴訟法」香川 金子編・前掲書注(1) 八五―八六頁を参照。

(10) 社会主義法の特徴の一つとして、「民事事件と経済事件の区別」がある。ベトナム現行民事訴訟法の制定に至る過程は、民事事件と経済事件を同一手続により行うことを目指す、いわば一般民事訴訟法の制定プロセスにあったが、その種の民事訴訟法が制定された現在においても、裁判所を中心に、民事法廷と経済法廷との区別が存在する。経済法廷が各裁判所に置かれているが、最高人民裁判所については、ベトナム人民裁判所組織法一八条二項b号に、地方人民裁判所なかの省および中央直轄市の人民裁判所については、同法二七条一項b号に、それぞれ規定がある。

二〇〇四年民事訴訟法の制定前の文献であるが、佐藤安信「アジア諸国の紛争処理制度」一〇七頁および一三二頁注(20) (日本貿易振興機構アジア経済研究所、二〇〇三年)によれば、経済法廷および経済事件(経済紛争)は、以下の通りである。当時、一般民事紛争を扱う手続とは別の手続である、一九九四年の経済事件解決手続法令により、経済法廷において、経済事件が処理されていた。同法二二条は、その「経済紛争」を、次のように規定していた。すなわち、①法人間または法人と営業登録をした個人間の経済契約から発生した紛争、②会社の設立、運営、解散に関する会社と会社の社員間、会社の社員間の紛争、③株式、社債の売買に関する紛争、および、④その他法律が規定する紛争が、それである。そこでいう経済契約については、一九八九年の経済契約に関する法令一条に、生産、物の交換、サービスの提供、科学のおよび技術的ノウハウの調査および適用に関係する合意または文書、または、性質上商事で各当事者の権利義務を明確に規定した合意と定義され、さらに、同二条は、経済契約は法人間または法人と本法の規定に従って営業登録をした個人との間で締結され得るとして、その当事者も限定している。

このように、ベトナムにおいて、経済紛争を扱う経済法廷は、一般民事紛争を扱う民事法廷とは独立した別個の法廷であり、かつては別個の訴訟手続を用いて審理・判断をしていたが、現在では、手続法は民事法廷と経済法廷とも同一のものでよって、事件が処理されている。

(11) 社会主義国、特にベトナムにおける検察官・検察院の位置づけは重要である。検察院は、行政機関であるが、司法に対する影響力は少なくない。厳密な意味での三権分立のあり方に関わる問題であるが、興味深いことに、社会主義国ではなかった旧憲法下の日本においても、司法省・検察官が大きな権限を有していたことも想起される。司法省法学校で裁判官等の養成が行われていたことだけではなく、民事訴訟手続への検察官の立会い、裁判所自体に予算権や人事権が存在しなかつたことなど、その時代には、現在のベトナムよりも司法の独立性は弱かつたようである。川嶋四郎「日本人と裁判」一一七頁（法律文化社、二〇一〇年）も参照。国家の政治体制のいかんを問わず、法の支配の浸透あるいは実質化のあり方を考えさせられる。

ベトナムにおける裁判所の法適用に対する監視という機能は、憲法上に基礎があり、現行憲法である二〇一三年のベトナム憲法一〇七条一項は、旧法同様、人民検察院が、公訴権を行使し、司法活動を檢察することを明記している。ちなみに、私は、ベトナムにおける法学部学生に何度かインタビューしたことがあるが、法曹二者のなかでは、検察官が最も人気が高かつたようであつた。ただし、最近では、外資系企業への就職希望も増えているとのことである。

(12) 人民参審員とは、一般に「参審員」とよばれ、ベトナム憲法上に規定がある。ベトナム司法（人民裁判所）において、裁判官とともに、判断主体として、その職務を遂行する。この制度は、ベトナム司法の特色の一つである。現行法である二〇一三年のベトナム憲法一〇三条一項は、「人民裁判所の第一審の審理には、簡易手続により審理する場合を除き、参審員が参加する。」こと、同条二項前段には、「裁判官、参審員は、独立して法令のみ従つて審理する。」こと、および、「機関、組織、個人が裁判官、参審員の審理に干渉することを厳禁する。」との規定がある。また、同一〇五条三項には、裁判官の補任、承認、免任、解職、任期とともに、「参審員の選出、任期は、法律が定めるところによる。」との規定がある。その法律としては、「人民裁判所の裁判官及び参審員令」がある。

(13) 監督審も、社会主義民事訴訟法の特色の一つであるが、これも、ベトナム憲法上に規定がある。現行憲法である二〇一三年のベトナム憲法一〇四条一項は、最高人民裁判所が、ベトナム社会主義共和国の最高審理機関である旨を規定するが、同条二項で、「最高人民裁判所は、法律が定める場合を除き、その他の各裁判所の審理を監督する。」ことを規定している。これが、監督審の制度であり、確定判決について、法適用の誤りがある場合に、最高人民裁判所長官、最高人民検察院長官の異議申立てにより、最高人民裁判所が、判決を破棄することができるとする制度である。その破棄判決の効力は、当事者にも及ぶ。本文後述の(3)を参照。

- (14) 尾崎・前掲論文注(一) 八頁。
- (15) 丸山毅「ベトナム民事訴訟法制定——我が国の起草支援」ICD NEWS 二二号五頁、七頁(二〇〇五年)。
- (16) ダン・クアン・フォン「ベトナム民事訴訟法の制定と施行におけるベトナム最高人民裁判所の役割」ICD NEWS 二〇号三二頁、三四頁(二〇〇五年)〔フォン氏は、ベトナム最高人民裁判所副長官であった。〕。
- (17) 金子由芳「ベトナム民事訴訟と裁判動態——規範体系の模索」同「アジアの法整備と法発展」七九頁、八二頁(大学教育出版、二〇一〇年〔初出、二〇〇九年〕)。
- (18) 以下は、金子・前掲論文注(17) 八一頁、八五頁による。米越貿易協定では、ベトナムのWTO加盟の条件として、法制改革の目標が掲げられ、特に知的財産権法の実施強化の一環として、民商事手続法の強化が求められた。このことについては、同書同頁を参照。
- (19) 以下、井関・前掲論文注(9) 九〇頁を参照。
- (20) 以下、丸山・前掲論文注(15) 八一頁、井関・前掲論文注(9) 八六頁による。
- (21) 井関・前掲論文注(9) 八七頁。
- (22) ベトナムは、結局、アメリカ法独自のものを民事訴訟法に取り入れることはなかったといえる指摘されている。井関・前掲論文注(9) 九〇頁。しかしそれでも、その後にはベトナムのWTOへの加盟が実現したことから、二〇〇四年ベトナム民事訴訟法は、アメリカの課した条件をクリアしたものであったと考えられる。このことは、現代における民事訴訟法が備えるべき基本原理(現代民事訴訟法を支える基本要素)のあり方について、英米法が大陸法か、資本主義法か社会主義法かを問うことなく、手続の本質を示唆しているようで興味深い。
- (23) フォン・前掲講演注(16) 三四—三八頁。
- (24) 以下は、井関・前掲論文注(9) 八七—八八頁による。なお、ベトナム民事訴訟法の起草支援に関しては、三名の日本人の短期間における多大な尽力がみられるが、幸いなことに、三名が次のような仔細で貴重な論文を残している。吉村徳重「ベトナム民事訴訟法制定——成立の背景と特徴(第一審における審理手続を中心として)」ICD NEWS 二二号一〇頁(二〇〇五年)〔後に、同「比較民事手続法」三六九頁(信山社、二〇一一年)に所収〕、同「ベトナム民事訴訟法の今後の課題——日本民事訴訟法との比較法的視点から」ICD NEWS 二六号二頁(二〇〇六年)〔後に、同「比較民事手続法」四三九頁(信山社、二〇一二年)に所収〕、井関正裕「日本法と比較しての特徴——裁判官・監督審・緊急保全処分」ICD NEWS 二二号五八頁(二〇〇五年)、同「ベトナム民事訴訟法の将来の問題」ICD NEWS 二六号一三頁(二〇〇六年)、酒井一「ベトナム民事訴訟法制定——非訟・国際民事訴訟法及び判決執行手続の概説」ICD NEWS 二二号八五頁(二〇〇五年)、同「ベトナム民事訴訟法の将来の改正問題」ICD NEWS 二六号

二七頁(二〇〇六年)などが、それである。これらは、その後法改正がみられたものの、ベトナムの現代民事訴訟法を考察するための貴重な基礎文献であり、今後の研究資料としたい。継続的な法整備支援の望ましさを考えれば、人が変わっても充実した支援を行えるように、このような記録の作成と承継には、重要な意義がある。

(25) 以上は、井関・前掲論文注(9)八七頁による。井関論文では、これを、「社会福祉的訴訟観」と呼んでいる。また、金子・前掲論文注(17)九二頁では、社会主義ならではの公益的な「社会的紛争処理観」と呼んでいる。

本稿は、今日に至るまでのベトナム民事訴訟法改革などにおける「日本の法整備支援のプロセス」を中心に概観する論考であるため、ベトナム民事訴訟法自体の手續構造に関する考察は他日を期したい。

(26) このほかに、日本側は、訴状には裁判所に求める判決主文を記載すべきことを勧めたとされるが、訴状の記載事項における請求に関する部分は、「被告に対し裁判所に処理を求める特定の事項」(ベ民訴一六四条)と規定された。「この規定がどう運用されるかは今のところはわからない。」とコメントされている。井関・前掲論文注(9)八七頁参照。

(27) ベトナム新民事訴訟法の起草過程でも、また、その日本語訳でも「公判」と表現されているが、民事と刑事は峻別するのが基本的に望ましいと考えられるので、民事訴訟の中核的審理手続として、日本法の場合と同様に、以下では口頭弁論と呼ぶ。

(28) 井関・前掲論文注(9)八八頁。

(29) たとえば、川嶋四郎『民事訴訟法』四三二頁(日本評論社、二〇一三年)などを参照。

(30) 金子・前掲論文注(17)九七頁。

(31) 井関・前掲論文注(9)八八頁。

(32) 井関・前掲論文注(9)八八頁では、二〇〇四年民事訴訟法における緊急保全処分の規定に関して、次のように言及されている。すなわち、多くの問題点が残っている。従前は、民事保全があまり使われていなかったため、私たちの助言が不消化に終わったのであろうか。二〇〇五年に成立した知的財産権法に保全処分に関する部分があるが、これは民事訴訟法よりも良く整備されている。ただ、本来は、知的財産権法ではなく、一般法である民事訴訟法を整備すべきであったと考える。今後、知的財産権法の成果が、より洗練され、一般法化されることは、期待できようであろう。しかし、そのためには、民事保全があくまで暫定的な措置であり、訴訟における判決とは異なる暫定的な救済命令であることの意味が十分に理解される必要があるであろう。

(33) 井関・前掲論文注(9)八八頁。

- (34) 井関・前掲論文注(9) 八九頁。
- (35) 井関・前掲論文注(9) 八九頁。
- (36) 以下、井関・前掲論文注(9) 九〇頁を参照。
- (37) 以下、金子・前掲論文注(17) 八二頁による。
- (38) 金子・前掲論文注(17) 八二頁。
- (39) 金子・前掲論文注(17) 八二頁。
- (40) 井関・前掲論文注(9) 九二頁。
- (41) 住民共同体のいわゆる「和解組」における「草の根和解」(グラスルーツ和解)という紛争解決システムも存在する。一九九八年のグラスルーツ和解の組織と活動に関する法令(「ベトナム六法(二〇一三・〇三)」に所収)を参照。地域共同体におけるこの種の和解の促進は、一方で、自治的な紛争解決制度として望ましい側面もあるが、他方で、担当者の資質、和解手続の透明性、および、和解の押付けなどの危惧も払拭できないように思われる。和解組などからは、債務名義化の要請(裁判所の承認決定による債務名義化)も存在した。日本の「訴え提起前の和解」(日民訴一七五条)のような裁判外の和解を簡易迅速に債務名義化する手続も存在するが、民事紛争解決手続の全体構造のなかで、その位置づけを考察すべきであろう。なお、近時の日本における訴え提起前の和解における裁判所の基本スタンスなどについては、川嶋四郎「簡易裁判所における『訴え提起前の和解』へのアクセスに関する覚書」『民事手続法の現代的課題と理論的解明』(徳田和幸教授古稀祝賀)三二二頁(弘文堂、二〇一七年)を参照。この文脈においても、プロセスがほとんど見えない日本の結果志向的な「和解成立のための技術論」をベトナムで強引に「普及」させることには疑問があるように思われる。このような基本視点との対比として、次注の文献を参照。
- (42) たとえば、草野芳郎『和解技術論(第二版)』(信山社、二〇〇三年)などを参照。
- (43) 金子・前掲論文注(17) 一六頁。この点は、私もベトナムで同様の感想をもった。参加したセミナーで、日本における和解による事件の終結率に関する質問を何度か受けた。家事事件に関するセミナーでは、離婚訴訟における訴訟上の和解率に話が及び、日本よりもベトナムの方がその率が高いことに、出席した裁判官たちは満足気だったようである。ただし、ベトナムでは、離婚は、裁判を通じてしか認められずその事件の全件が訴訟事件として扱われるのに対して、日本のように、離婚届の受理で離婚(いわゆる届出離婚)が認められ、また、調停前置主義ゆえに離婚調停レベルでも協議離婚が成立し(なお、特別な場合には審判離婚もあり)、訴訟にまで至らないケースが多く、離婚訴訟にまで至る事件はそもそもそれまでに合意に至らなかった事例であるので、純粹に訴訟レベルでの和解率の比較は、あまり参考にならないであろう(もしも比較を行うとすると、離婚

の全件数で、比較を行うべきであろう。

(44) 日本では、簡易裁判所の訴訟手続に限定されており、要件も明記されているが、「和解に代わる決定」の制度（日民訴二七五条の二）がある。これについては、川嶋四郎「簡易裁判所における『和解に代わる決定』の制度に関する覚書——法的救済形式における『対話』と『裁断』の狭間で」同志社法学三八一号一頁（二〇一六年）などを参照。

(45) 金子・前掲論文注（17）一九九頁。同書では、フィールド・ワークの所感として、「民事裁判の場は準備手続から口頭弁論へかけての一連の裁判官主導の和解の場として運営される傾向」が指摘されており、また、実体法の整備の遅れから、事実認定や法適用の焦点を定めにくく、裁判官の和解志向がさらに強まるとの予言もなされている。

(46) 日本の議論については、川嶋・前掲書注（29）二二頁以下。

(47) ベトナムでは、争訟性の有無で、訴訟と非訟を分ける。したがって、たとえば、日本法における家事事件手続法「別表第二」の事件（例、遺産分割事件等）も訴訟事件となる。さらに、後述の第三章3(1)を参照。

(48) なお、日本では、「和解的判決」という用語は、ベトナムとは相当異なる意味でも用いられている。日本では、「和解的判決」といえば、「事件の背景事情や訴訟前の交渉経過、当事者間の利害の共通点や相違点が明らかにされ、将来の事情や条件もとり込んだふくらみのある疎通が行われ」た結果、弁論過程を反映した良き判決として理解されることもあるのである。たとえば、井上治典「弁論の条件」同『民事手続論』八七頁、一一六頁（有斐閣、一九九三年〔初出、一九九一年〕）などを参照。

(49) 日本のな和解の隆盛の背景には、きちんとした民事訴訟制度の判決手続が存在し、法を遵守し、法的三段論法（判決三段論法）を正確に用いることができる能力の高い裁判官が存在し、また、民事訴訟法下で多数創造されてきた判例法の準則が存在し、それが、訴訟上の和解における和解内容の形成指針となっていると考えられるからである。一般に、ベトナムでは、たとえば、人事考課で和解率の高い裁判官が優遇されるとしても、それはややもすれば判決回避の和解強制を促進させる契機ともなりかねない危惧もある。しかも、賄賂が横行しているともいわれている裁判官の世界で、直接主義のもとにおける非公開の交互面接方式による和解の試みほど、司法のインテグリティ（高潔さ、廉潔性）の維持確保にとって危険な場はないであろう。なお、この文脈との関係で、前注（41）も参照。

(50) この点については、井関・前掲論注（24）〔CJD NEWS二一六号〕一五頁などを参照。

第三章 ベトナムにおける二〇〇四年民事訴訟法制定以後の動き

——その後の民事訴訟法の改正等に関連して

1 人材の育成

二〇〇四年に初めて民事訴訟法が制定されてからも、ベトナムにおける民事手続法の改革は間断なく続けられた。たとえば、判決執行法（日本の強制執行法に相当）や破産法（再建型倒産手続を含む倒産法）の制定・整備、家事事件の処理方策等、民事手続法の様々な局面に及んだ。以下では、民事訴訟法（判決手続法）に関連するその後の展開について、一瞥したい。

まず、人材の育成について述べたい。

制度の成否は人に依存する。民事訴訟制度を支える法曹の育成に関しては、当初、日本の司法研修所をモデルに、裁判官・検察官・弁護士の統一的な修習制度を設けることが検討された。それは、訴訟手続に関する情報の共有でもあり、共通の実務訓練であり、当事者主義を基調とする二〇〇四年民事訴訟法のもとで、円滑な手続運営を実現できる人材の育成を目的としていたと考えられる。

日本人の短期専門家による講演なども行われたが、そこにおける主要なテーマは、「当事者主義」の具体的なありようなどであった。それは、戦後日本がアメリカ法を継受したさいの基本的な考え方などの概説をも含んでおり、日本の司法研修所教育において実施されている「交互尋問」に関する実務教育にも、関心が向けられた。これは、今に続く「争訟原則」（二〇一三年ベトナム憲法一〇三条五項）の課題（当事者主義の実質化）を、すでにこの時点において提示するものであった。それは、民事訴訟法典を通じて実定法化され、形式的には「当事者主義的民事訴訟制度」を有するこ

となったベトナムが、その実質化のための本格的な模索・探求を開始したことを意味した。とりわけ当事者主義下の民事訴訟審理において、裁判官の釈明権の行使をどのように具体的に行うべきかなども、具体的な事件（例、消滅時効関係事案等）との関係で、ベトナムでは大きな関心事となっていたのである。

しかし、民事訴訟法の制定期に議論されていたこの「司法研修所構想」（日本の司法研修所のような、裁判官、検察官および弁護士各志望者等が同じ研修期間で司法修習を行うこと）は、その後、日の目を見ることはなかった。そのような帰結は、従前の個別的な法曹養成の歴史や法曹二者の利害と意思の不一致に由来すると思われるが、そのことは、当事者主義的民事訴訟イメージの共有化の機会と、民事手続法の局面では法曹三者とりわけ裁判官と弁護士が適正かつ迅速な訴訟運営に努めるべき基盤形成の機会とを、失わせてしまったようにも思われる。

2 判例制度の発展への動き

その後、ベトナムで初めて、監督審の判例が、『監督審決定判例集』（二〇〇二年から二〇〇六年の期間分）として公開された。日本の法整備支援としては、二〇〇四年に新たな民事訴訟法が制定されて以降、判決書の作成支援も行われた。その成果の一端として、二〇〇七年には、報告書⁽⁵¹⁾が公刊された。この報告書は、ベトナム語、日本語、英語による。これは、「ベトナムにおける判例の発展に関する越日共同研究」という日本語の表題が示すように、ベトナムと日本の共同研究の成果であり、最高人民裁判所の幹部のために、判例制度および裁判所を中心とする司法改革における判例制度導入の重要性についての情報を提供することを目的としたものである。同書には、最上級裁判所である最高人民裁判所裁判官評議会の裁判と判例形成指導機能との関連性、判例と国会常務委員会の法解釈権との関係などを分析したうえで、ベトナムにおける判例形成についての提案が記載されている⁽⁵²⁾。

この成果は、現在における「判例制度」(「同種事案において、国の最上級裁判所が行った裁判に示された法律の見解」と矛盾しない裁判を行う制度)⁽⁵³⁾の構築のための日本の法整備支援につながっている(↓5)。

3 二〇一一年の民事訴訟法一部改正

ベトナムは、二〇〇四年民事訴訟法の制定の後も、より利便性の高い民事訴訟法を構築するために、二〇一一年に大規模な法改正を行った。⁽⁵⁴⁾詳細は他日を期したいが、改正項目とその概要は、以下のとおりである。⁽⁵⁵⁾

(1) 管轄

まず、二〇一一年の改正では、民事訴訟事件と民事非訟事件について、裁判所の管轄に関する規定が追加された。なお、ベトナムにおける訴訟事件と非訟事件の区別は、日本法のそれとは異なり、先に若干触れたように、争訟性の有無で訴訟事件と非訟事件とが区分されており、争訟性のない民事事件が非訟事件である(日本における家事事件手続法「別表第一」も参照)。非訟事件の手続は、たとえば、裁判官単独による審理を認めていたこと(ベ民訴五五条)、申立書の審理期間や期日の準備期間の相対的な短さ(ベ民訴三二〇条・三三一条等)、および、検察官の期日への出席が必要的事であること(ベ民訴二一条)などの点に、特色がある。

それとはもかく、非訟事件を含め民事事件のなかには、管轄について明確でないものもみられたことから、裁判所の管轄に関する統一的な実務運用を確保するために、民事訴訟法以外の法令において裁判所の権限が認められているいくつかの民事事件に関する管轄について、新たな規定が設けられた。具体的には、公証文書(公正証書)の無効宣言に関する公証法四五条、共有財産の持分の確定に関する民事判決執行法七四条一項、財産競売の結果に関する紛争に関する

同法一〇二条一項の各規定と平仄を合わせるかたちで、民事訴訟法上、管轄の規定等が設けられたのである（ベトナム公証法四五条関係につき、ベ民訴二五条九項・二六条六項、ベトナム民事判決執行法七四条関係につき、ベ民訴二五条一〇項・二六条七号、ベトナム民事判決執行法一〇二条一項関係につき、ベ民訴二五条一一項）。

次に、県級人民裁判所における管轄も拡大された。ベトナムにおける司法改革の基本方針として、県級裁判所の管轄を拡大することが挙げられていたが、事件の複雑性や困難性の存否にかかわらず、原則的には県級裁判所がすべての事件について第一審裁判所としての管轄を有することになったのである。

(2) 裁判所による他機関の個別決定についての破棄権限

二〇〇四年民事訴訟法の制定前には、民事訴訟解決手続法令において、「他の機関又は組織の決定に関する裁判所の権限」として、「民事訴訟事案について審理判断を行う場合、裁判所は、関係裁判所の管轄権に属する事案において、他の機関又は組織が当事者の法的権利を侵害して行った、明らかに違法な決定については、これを取り消す権限を有する。」と規定されていた（同令二二条）。二〇〇四年の民事訴訟法は、この手続を廃止したことから、裁判所がそのような決定を発見したとしても、取り消す権限が認められなかった。そのような状況で、裁判所は、ただその決定を發布した機関が自ら取り消すように促すことができるにすぎなかったと言われていた（なお、当事者が行政訴訟〔取消訴訟〕を提起しようとしても、ベトナムにいう提訴時効〔出訴期間〕が経過していることも多く、また、仮に行政訴訟によつたとしても、判決に行政機関が従わないといった問題も生じていたとのことであった）。

そこで、民事訴訟法三二条aとして、上記旧法令の規定に相当する規定が、改めて追加的に規定された。

(3) 検察官の手續関与の拡大

二〇〇四年民事訴訟法は、「人民検察院は、民事訴訟・非訟事件が適時、適法に解決されることを保障するために、民事訴訟における法遵守を檢察し、法律の規定に従い、要求、建議、異議申立ての権利を行使する。」(ベ民訴二二条一項)との規定を置き、かつ、「人民検察院は、裁判所が証拠を収集し当事者が不服を申し立てた事件、裁判所の管轄に属する民事非訟事件、裁判所の判決、決定に対して檢察院が異議申立てをした事件について、口頭弁論期日に参加する。」(同条二項)との規定を置いた。これらは、従前の規律と比較して、人民検察院の関与を制限する方向性を明示したものである。

しかし、これに対しては、当事者が裁判所の証拠収集に対して不服申立てをしていないため、当事者が検察院の関与を要望しているにもかかわらず検察院が関与できないなどの問題点が、指摘がされていた。

そこで、二〇一一年の改正では、たとえば社会的に弱い立場の当事者の保護などのために、法遵守に対する檢察の実効性を高めるとともに、客観性を確保し、かつ、法律違反を低減させるという趣旨に基づいて、檢察院(檢察官)の事件への立会いの機会を拡大するとともに、さらに、その趣旨を具体化するために、次に述べるように、各手續段階における檢察官の関与の機会を増やすなどの改正が行われた。

まず、立会いの対象となる事件の拡大については、檢察院(檢察官)の立会いの要件となっていた裁判所の証拠収集に対する不服申立てに関する規定(ベ民訴八五条三項二文・五八条一項c号)の削除、控訴審の手續への立会いについては、二六四条二項の新設が行われた。次に、各手續段階に関しては、従前の規定に加えて、訴状受理後に別の裁判所へ移送した場合の檢察院への通知(ベ民訴三七条一項)、および、訴状の返却の場合の檢察院への通知(ベ民訴一六八条二項)の追加がなされた。さらに、証拠収集に関しては、第一審判決に対する異議申立て、監督審・再審手續に従つ

た異議申立てを十分に行うために、当事者のみならず関係者・機関・組織に対して証拠提出を要求することができるものとし（ベ民訴八五条四項）、またさらに、事件の解決を目的とした証拠提出要求権が与えられた（ベ民訴九四条二項）。

(4) 当事者の権利・自己決定権と論争権の保障

まず、この改正では、「自己決定権」が明記された。すでに、二〇〇四年の民事訴訟法においても、当事者の自己決定権に関する規定として、民事訴訟法五条に一般規定が存在し、また、具体的な規定として、合意成立後における審理不継続の要求（ベ民訴一九二条一項d号）、訴えの取下げ（ベ民訴二七条）、および、訴えの変更（ベ民訴二一八条）などの規定が置かれていた。しかし、当事者の権利として明確な根拠を与えるのが望ましいという考慮から、当事者の権利を列挙した五八条二項a号に、自己決定権が明記された。

次に、「論争権」の保障に関する規定も置かれた。「共産党政治局決議八号決議」は、「裁判所の判決は、証拠、検察官、弁護人、被告人、証人、原告、及び利害関係人の意見を十分かつ全面的に考慮したうえで、口頭弁論における弁論結果を主に根拠にしなければならない。」として、論争権の保障を、刑事事件・民事事件を問わず、司法活動の重要な任務の一つとして挙げていた。二〇〇四年の民事訴訟法においても、この方向性に従った個別規定（ベ民訴六条・九条・五八条・六二条等）が置かれていたが、この改正では民事訴訟法二三条aを追加して、直接的に論争を保障する規定が置かれることとなった。この規定は、訴え提起から手続の終結に至るまでの当事者の各権利の基礎となる手続保障に関する原則規定として理解されているようである。これは、日本法の視点からみれば、要するに「弁論権」の保障を意味すると考えられる。

このような改正には背景事情があるように思われる。いくつかの民事事件・刑事事件の傍聴の経験から考えると、口

頭弁論期日・公判期日の終わりに（いったん休廷したうえで、期日を再開し）判決を言い渡す光景を何度かみたことがあるが、果たして、その直前の弁論と証拠調べの結果が適正に反映されているかどうかは分明ではなかった。しかも、口頭弁論期日・公判期日以前にすでに判決書が作成されているのではないかとさえ思われる訴訟手続（口頭弁論期日・公判期日は、単に判決結果の正確さを確認するための機会、または、人民に対する「公正な裁判」の実演の機会、もしくは、情報公開や一罰百戒的な一般予防の機会にすぎないのではないかとさえ思われかねない訴訟手続）も存在した。一般に、少額訴訟事件などの簡易手続ならばともかく、そのような実務運営は、一般民事事件や刑事事件においては、必ずしも望ましい手続ではなかったと、考えられたことによるのかもしれない。

また、「共産党政治局決議四九号」は、「民事訴訟手続を引き続き整備する。各当事者が、主体的に証明する根拠を収集し、自分の合法的な権利と利益を保護することができるための条件を整える。」との目標を掲げていたが、この方向性を具体化するために、当事者が、裁判所の許可を受けて、事件に関連する問題について他の者に質問し、また対質を実施することを権利として認める規定が設けられた（ベ民訴五八条二項〇号）。

そのほかに、当事者の権利が拡充された（具体的には、ベ民訴五八条二項n号〔関連する権利義務者の訴訟への参加申立権〕・同項x号〔手続の一時停止申立権〕、同一七六条・一七七条〔反訴等の申立権〕、および、監督審・再審手続に従った異議申立てについての提議権〔ベ民訴五八条二項t号〕を参照）。

(5) 当事者の適法な権利利益の保護人

ベトナム民事訴訟法には、訴訟代理人（ベ民訴七三条）とは別に、当事者の適法な権利利益の保護人（ベ民訴六三条）の制度が存在し、弁護士などが保護人になることができることとされている。二〇一一年の改正では、ベトナム法律扶助法

の規定を受けて、民事訴訟法六三条二項b号において、法律扶助官および法律扶助の参加者に対しても、当事者の適法な権利利益の保護人となる資格が与えられた。

(6) 訴訟事件の提訴時効および非訟事件の要求時効の規定の修正

ベトナム民事訴訟法においては、民事訴訟事件の提訴時効（出訴期間）、および、民事非訟事件の要求時効（申立期間）の適用に関して、第一次的には法律の定めに従うことを前提としているが、二〇一一年の改正では、法律の定めがない場合の処理として、まず、時効が適用されない類型を規定し、次に、それ以外についての時効期間を定めるという規定の形式に変更がなされた（ベ民訴一五九条三項・四項）。

(7) 訴状の返却に関する規定の修正

ベトナム民事訴訟法には、訴状の返却の手続がある。これは、訴えの提起後に、一定の事由がある場合に（ベ民訴一六八条一項）、訴状を当事者に返却して、事件を受理しないか（ベ民訴一七一条、あるいは、受理した後であっても事件を停止する決定を出したうえで訴状を返却するという手続である（ベ民訴一六八条・一九二条参照）。たとえば、管轄や訴訟能力の有無、提訴の条件が十分かどうかなどが問題とされ、この手続がとられるとのである。かつては、民事訴訟法一六八条一項a号に、訴状の返却事由の一つとして、提訴時効が満了したことも明記されていたので、提訴時効の期間が経過していれば、訴状審査の段階で被告の主張をまたずに訴状を返却することとされていた。

しかしながら、提訴時効については、本案の問題であり、口頭弁論において証拠に基づいて判断する必要があるもので、上記一六八条一項a号を削除し、裁判所は提訴時効が満了していることを理由として訴状を受理しないということは許

されないこととされた。

その他、訴訟費用を納付しない場合にも訴状を返却することなども明記された(ベ民訴一六八条一項c号)。

(8) 裁判所による証拠収集、財産査定等

二〇〇四年民事訴訟法は、職権主義の退潮化と当事者主義の具体化を目指していたが、裁判所が、職権で証拠収集を行うことができる場合について、「当事者が自分自身で証拠を収集できず、証拠収集の申立てをした場合」(二〇〇四年ベ民訴八五条二項)と規定されていた。これに対して、改正を通じて、同条は、「本法典の規定する各場合」と変更された。この改正については、当事者の証拠収集の申立てがなくても、裁判官が、職権によって積極的に証拠収集を行うことを認めるものと理解する立場もあるが、そもそも本法典(民事訴訟法)に規定する場合として以上、原則として、当事者の申立てがあつた場合に、裁判所が証拠収集を行うことができるのが、人民最高裁判所における立法担当者の見解のようである。

私的自治の原則や当事者の自己責任に関わる重要な論点であるが、二〇〇四年民事訴訟法における弁論主義の実現志向が、職権証拠調べの拡大を通じて退潮を迫られたかたちであるが、市場経済化への移行過程として、現在のベトナム社会ではやむを得ない側面もあるかもしれない。

なお、かねてからの懸案であつた財産査定(ベ民訴九二条)に関しても、法改正が行われた(ベ民訴一六条「査定評議会の構成員」の追加)、ベ民訴八二条八項、および、八五条二項c号「財産査定審査」の追加(参照)。これは、ベトナムには、日本のような不動産鑑定士などの制度はなく、財産評価に関して評価が分かれ紛争が収束しない事件が少なくなつたことに由来する。

(9) 和解促進のための和解手続の規定

ベトナムにおいても、訴訟上の和解が推奨されている。民事訴訟法一〇条では、「裁判所は、この法律の規定に従って和解を行い、当事者が互いに民事訴訟・非訟事件の解決の合意に達することができる状況を作る責任を負う。」ことが規定され、同一八〇条では「裁判所は、事件の第一審の準備期間中に当事者が事件の解決に関する合意に達するよう和解を行わなければならない。」と規定されている。ベトナムの裁判所は、訴状の受理後に始まる口頭弁論の準備期間内において、和解ができない事件（ベ民訴一八〇条・一八一一条参照）を除き、和解を行うことが義務付けられているのである。和解成立後も、熟慮期間の規定がある。そして、七日間の熟慮期間を経た後に、裁判所が、訴訟上の和解を承認する旨の決定を行うことになる（ベ民訴一八七条）。この決定に対して、当事者は控訴を、検察院は異議を、それぞれ申し立てることができる（ベ民訴一八八条）。

ところが、従前の民事訴訟法には、和解の方法と手続に関する規定がなく、和解の原則として若干の指針が示されていたにすぎなかった（ベ民訴一八〇条二項）。それゆえに、和解を担当する裁判官が、和解を行うことに躊躇したり、場合によっては裁判官ではなく裁判所書記官が和解手続を行うことさえあったとされていた。そこで、和解の手続を整備し、訴訟上の和解の促進を図るために、和解の方法・手続に関する民事訴訟法一八四条が改正され、同一八五条aが追加された。

(10) 手続の停止決定

先に述べたように、当事者の権利として、手続の一時停止を求める権利が明記された（ベ民訴五八条八項x号）。また、一方で、一時停止の事由（司法委託の結果を待っている間に解決期限が満了した場合）が追加され、他方で、提訴時効

の満了が訴状の却下事由から除外され、さらに、欠席に関する規定を改正したことに平仄をあわせた停止事由の整理（ベ民訴一九二条一項e号・h号）が行われた。

ベトナムの民事訴訟法では、裁判所は、事件を受理した後、口頭弁論の準備期間内における当事者・裁判所による証拠収集や和解の結果を踏まえて、当事者間の合意を承認する決定、事件の解決を一時停止する決定、事件の解決を停止する決定、または、事件を口頭弁論に付する決定のいずれかを行うことができる（ベ民訴一七九条一項）。民事訴訟法一八九条に列記されている事由（当事者の死亡等）に該当する場合に事件が一時停止されるが、その事由がなくなればその事件の手続は再開することになる（ベ民訴一九一条。たとえば、相続人が事件を承継した場合等）。これに対して、事件につき停止事由がある場合には、訴状が返却されることになり（ベ民訴一九二条）、その事件の手続は終了する。これらの規定は、おおむね控訴審の手続にも適用される（ベ民訴二五九条・二六〇条一項）。一時停止決定と停止事由に関する改正は、このような制度を背景とした改正である。

(11) 口頭弁論期日の欠席

旧法下では、原告、被告、関連する権利義務を有する者、権利義務の保護人（以上の四者について、「当事者等」と総称する。）について、個別に欠席についての手続的な処遇が規定されていたので（二〇〇四年のベ民訴一九九条一項・二〇〇条一項・二〇一条一項・二〇三条）、いわば各自が一度は欠席をすることが可能であって、各自の欠席のたびごとに口頭弁論期日が延期されると解されていた。そこで、当事者等が、いわば順繰りに欠席して口頭弁論期日を延期させることなども可能となっていた。多数当事者訴訟の場合は、それがより顕著であり、このような制度自体が、訴訟の遷延に利用される弊害の温床となっていた。

そこで、当事者等の欠席に関する規定を整理し、欠席の回数を当事者等の全体として把握することとし、当事者等が最初の期日に欠席した場合には口頭弁論期日を延期するものの、不可抗力によることなく二回目の呼出しに関する期日に欠席した場合には、原告の要求や関連する権利義務を有する者の独立要求といった事件ごとに、裁判所は、その者の欠席で審理を進めるか、原告の請求等について放棄とみなして事件の停止決定を出すこととした（ベ民訴一九九条）。また、控訴審においても同様の改正が行われた（これについては、ベ民訴二六六条を参照）。

(12) 控訴審の手続

控訴審の手続に関しては、先に述べた改正点、すなわち、検察官の関与に関連する規定（ベ民訴二五七条・二六二条・二六四条・二七三条a）、手続の停止に関する規定（ベ民訴二六〇条）、当事者の欠席に関する規定（ベ民訴二六六条）のほか、控訴審において原判決の一部破棄ができることなどが明記された（ベ民訴二七五条三項・二七七条）。

(13) 監督審の手続

監督審手続は、先に述べたように、法的効力を有する判決・決定に法律違反がある場合に、異議申立権者の異議申立てに基づいて、これを是正する手続である。具体的な異議事由は、①判決・決定中の判断部分が、事件の客観的事情と合致していない場合、②訴訟手続の重大な違反がある場合、および、③法律の適用について重大な誤りがある場合である。監督審による審理は、異議申立権者が異議申立てを行うことによって開始される（ベ民訴二八二条・二八三条）が、民事判決の当事者は、この異議申立権者に含まれていなかった（当事者は、法律違反を発見した場合には、上記異議申立権者に対して、書面でその旨通知することができるとされていたにすぎなかった。二〇〇四年ベ民訴二八四条一項）。

そこで、この改正では、当事者に対しては、異議申立権者に異議申立てを行うように「提議」する権利を付与しつつ（ベ民訴五八条一項t号）、当事者の不服申立てに関する責任を負担させる趣旨から、文書の提出および添付資料の提出に関する具体的規定が定められた（ベ民訴二八四条a・二八四条b）。また、当事者による提議の期間（一年。ベ民訴二八四条一項）も規定され、異議申立権者による異議申立期間についても、原則三年とし、異議申立ての期間経過後に判決・決定に誤りが見つかった場合の救済として、二年の延長があり得ること（ベ民訴二八八条二項）などが規定された。

(14) 最高人民裁判所裁判官評議会の決定を再審理する特別な手続

この手続は、二〇一一年の新設規定である。最高人民裁判所裁判官評議会の決定について、重大な法律違反を確認できる根拠がある場合、または、その決定時に知り得なかつた基本的な決定を変更させうる重要な新しい事情が発見された場合に、①国会常務委員会の要求、②国会司法委員会の建議、③最高人民検察院長官の建議、または、④最高人民裁判所長官の提議がある場合に、最高人民裁判所裁判官評議会の決定を、最高人民裁判所裁判官評議会自体が再審理する手続である（ベ民訴三二〇条a）。

(15) 民事非訟事件の手続

民事非訟事件手続における訴訟進行人の変更決定（ベ民訴三二三条a）に関する規定など、若干の改正がされている。

これらの改正事項のなかには、確かに日本の専門家の意見を参考にしたものもあるが、すべてベトナム側が独自に改

正条文を作成し立法した改正規定である。そこには、自己内発的で主体的な民事訴訟法改革の姿を垣間見ることができ。一方で、当事者権の拡充などにみられるように、当事者主義的側面を強化した部分もあるが、他方で、職権証拠調べの拡充のように、職権主義を強化（回復）した側面もある。二〇〇四年の民事訴訟法が、従前と比べて相当程度当事者主義を具体化し、従前の職権探知主義を退潮化させたことに照らせば、二〇一一年の民事訴訟法改正は、その点に関しては、やや揺り戻しの感を否めない。それが国民の期待であり社会的な要請であるとしても、経済・社会面で急速な展開を遂げているベトナム社会にあって、今後、民事事件の件数が増加することも予想されることから、私的自治を基調とし、自己責任・自己決定を重視しつつ、司法資源の公正かつ適切な分配が望まれるであろう。

なお、当事者の権利として、自己決定権と論争権の保障などが明記された点も興味深い。いずれも私的自治を基盤に有する民事訴訟の基本原則に位置づけられるものと考えられる。確かに、特に民事訴訟法上に明記するまでもない原則であるとも考えられるが、一般市民でも理解できる訴訟手続の基本法を目指すかぎりで、有益な規定であると考えられる（しかし、一般的な風潮として、具体的な規定がないので遵守する必要があるとの考え方が醸成されてしまうとする。それは、法治国家において、必ずしも望ましいことではないであろう）。そのような原則に基づく法実践の積み重ねによって、いずれも手続法の基本原理として定着することが望まれる。法遵守とは、明文不文を問うことなく、法を遵守することを意味するからである。これは、ベトナム社会においては、後述のように、「法解釈をめぐる問題」とも関わるであろう（↓5）。

4 二〇一五年の民事訴訟法一部改正

二〇一三年に新たな憲法が制定され、それを受け、ベトナムの国会では、新憲法に適合した法体系の実現に向けて、

多くの点について法改正が行われた。⁽⁵⁶⁾

二〇一五年民事訴訟法の全体構成としては、根本から従前の訴訟制度・非訟制度を変更するものではなく、二〇〇四年民事訴訟法の基本的な枠組みが維持されている。改正項目は、以下の通りである。

(1) 「争訟原則」の充実化

二〇一三年憲法で、人民裁判所の審理で保障されるべき原則として「争訟原則」が規定された(ベ憲法一〇三条五項)ことから、旧法の論争権の規定(旧ベ民訴二三条a)を承継しつつ(ベ民訴二四条一項)、当事者の証拠等の収集権、相手方への通知義務、証拠等に関する意見陳述義務などが、新たに規定された(ベ民訴二四条二項・三項)。証拠に着目した当事者権である。また、口頭弁論期日における「争訟原則」として、口頭弁論期日においては、事実に関する主張や証拠の提出保障だけではなく、証拠に関する意見や法令適用に関する意見の陳述保障も含まれることが明記された(ベ民訴二四七条一項)。

(2) 事件処理において裁判所が適用すべき規範、および、法の統一的な適用を目指すための権限の整理

これには、適用すべき法令の条項に関する基準、判例制度の導入(↓5)、修正等を要する法規範文書を発見した場合の処理が含まれる。

(3) 簡易手続による事件処理

これには、裁判官単独による訴訟手続(二名の人民参審員を除外した単独体での訴訟手続)(ベ民訴一〇三条一項・

三項・三一七条）と裁判外の和解の裁判所による承認の手續（ベ民訴四一六条以下）の導人がある。ともに、先に述べたように、二〇〇四年の民事訴訟法制定時期からの課題であったが、前者については、二〇一三年憲法で、「人民裁判所の第一審の審理には、簡易手續により審理する場合を除き、参審員が参加する。」（同一〇三条一項）と規定（改正）されたことから可能となった。扶養料請求事件など、日本法の視点からみれば家事事件に関する事件の処理も予定されていた。後者についても、社会的な要請は理解できるものの、公正な和解の確保要請の視点からは、今後の実務運用が試されることになるであろう。

(4) 管轄規定の整理

二〇一四年の人民裁判所組織法の制定にともない、裁判所の組織改革が行われた。それまで最高人民裁判所の一部門として存在していた控訴審法廷が、全国三方所（ハノイ、ダナン、ホーチミン）の高級人民裁判所として独立し、また、家庭・未成年者法廷が、六番目の専門法廷として規定された。それにともない、民事訴訟法の一部改正が行われた。

なお、家庭関係事件の手續改革も進行しており、一時は、日本における家庭裁判所に相当する裁判所の設置も検討されたようであるが、しかし、結局のところ、裁判所における専門部（家庭・未成年者法廷）の設置にとどめられることになった。ちなみに、日本法の視点からみた場合の家事事件、人事訴訟事件に相当する事件の手續については、現在でも通常民事訴訟の手續と同一である。

(5) 監督審に関する規律の整理

監督審の手續開始要件は、①判決の結論が客観的事実と矛盾する場合、②重大な手續違反の場合、または、③法律の

適用の過誤の場合であり、この類型(二〇〇四年民事訴訟法二八三条)に変更はないが(二〇一五年民事訴訟法三二六条一項参照)、いずれの要件についても、当事者の権利もしくは合法的権利の侵害または国家もしくは公共の利益の侵害という要件が、新たに付加された(ベ民訴三二六条一項)。また、監督審が自判すること(原判決の修正)ができる規定も、新たに設けられた(ベ民訴三四三三五項)。

これまでの改正については、基本的には裁判所の主導的地位を維持しながら、当事者の訴訟手続上の権利を充実させる方向性で一貫している。裁判官は、当事者の権利、当事者の意思の尊重に言及しているが、同時に、当事者よりも裁判所自らが主導しなければならないという感覚もまた、根強いように感じられるとの指摘もみられる⁵⁷⁾。今後の追跡調査が望まれるゆえんである。

5 判例制度の構築への動き

すでに言及したように、二〇〇四年における民事訴訟法制定の直後から、制度を担う人材育成のための研修制度の統合が構想されていた(↓1)。それとともに、ベトナムにおける判例の発展に関する調査研究も行われていた(↓2)。

二〇一五年に施行された人民裁判所組織法は、最高人民裁判所の職務として、「判例制度」の発展が明文で規定された。つまり、最高人民裁判所は、各裁判所が研究し、審理において適用することができるように、最高人民裁判所裁判官評議会の監督審決定、各裁判所の法的効力を生じた判決および決定で標準性を有するものを選択し、総括し、判例として発展させ、判例を公表する旨が規定された(人民裁判所組織法二二条二項c号)。これに従い、最高人民裁判所は、「判例の選定、公布及び適用の手続に関する議決」(二〇一五年二月施行)を制定した。

ベトナムでは、国会（国会常務委員会）が「法律解釈」の権限を有し（ベ憲法七四條二項）、裁判所には「解釈」の権限がないという基本的な考え方が存在することもあって、これまでは、裁判所が法解釈の準則を示すという発想が生まれなかったようである。これは、三権分立の考え方、判例の定義・意義・法源性などに関する問題でもあり、法解釈の意義や役割にも関わる問題でもあった。

それでも、判例法主義をとらず、成文法主義の国であっても、法がすべての社会的事象を事前に書き尽くし規律し尽くすことは不可能であり、法文の用語をその語義や趣旨の許す範囲内で具体化していくこと、すなわち、その意味で「解釈準則」を示すことは、裁判官の職責として許されるものと考えられる。また、個別具体的な事件の解決に当たり、特定の条文を特定の認定事実に当てはめる「法適用準則」を示すことも、裁判官の日常的な判決言渡しの方法であると考えられる。これらはいずれも一定の汎用性を有するルールを含むことから、他の裁判所（裁判官）の判断にさいしても、有益な指針となりえると考えられるので、「判例」として公表されることが望ましいであろう。さらに、個別具体的な事件における特別な判断を示す「事例判決」（救済判例）も、汎用性こそ無いもののアイデアの参考資料となる可能性があり、やはり公表が望ましいであろう（この判例制度の構築に関し、ベトナムの裁判所における情報公開として、裁判所の判決・決定がウェブサイトで公開すべきものとされた。第一審については、ベ民訴二六九條三項、控訴審については、同三二五條二項、監督審については、同三五〇條二項、および、非訟事件については、同三七〇條四項を参照）。判例も、「公共財」の一つなのである。

現在、ベトナムの裁判所が置かれている特殊条件のもとで、法の支配を具体化し、法の下の平等（ベ憲法五二條）を確保し、判断の予測可能性を高め、裁判官の判断の標準化などを可能とするために、ベトナム側における判例となるべき判決の選定作業や、判例制度の基本的な考え方などに関する法整備支援が行われている。その際には、民事法領域と

しては、日本民法学における判例に関する研究成果や、一九九六年の日本民事訴訟法の制定の際に、法律上初めて明文化された「判例」の研究成果⁽⁴¹⁾などが、活用されることが望まれる。

(51) 『ベトナムにおける判例の発展に関する越日共同研究』(JICA、二〇〇七年)。

(52) 前掲書注(51) 一〇二頁。

(53) 前掲書注(51) 一一二頁。

(54) このことは、井関元判事が指摘されたように、「ベトナム民法改正は、不磨の大典を目指すのではなく、step by step型であった」ことを、実証することとなった。井関・前掲論文注(9) 九二頁。元判事によれば、発展途上国の立法では、先進資本主義国で用いられているような内容の法、つまりその国が発展した三〇年後でも使えるような法の制定を目指す「不磨の大典型」と、従前の法規を承継して、現実の状況を考慮しながらより良い適切な解決ができることを目指し、将来さらに改正を行うこととするstep by step型があると指摘されていた。なお、前者の典型は、カンボジア民事訴訟法であろう。ベトナムで、このようなstep by step型の法改正が可能なのは、「それを判断できる人材と経験があるからである」(井関・前掲論文注(9) 九二頁)と考えられる。

(55) 多々良周作「改正ベトナム民事訴訟法の概要」(『ベトナム六法(二〇一三・〇三所収)』)。以下の叙述は、この論考に負う。なお、先に本文で述べた人材育成やこれ以降の民事訴訟法改正には、筆者も関与する機会を得たので、二〇〇四年民事訴訟法の制定以降の展開の詳論については、他日を期したい。

(56) 以下、酒井直樹「二〇一五年ベトナム民事訴訟法の概要」(CD NEWS 六八号四三頁(二〇一六年))による。これによれば、二〇一一年の改正を経て、二〇一三年の改正で、二〇〇四年民事訴訟法と比較して、約一〇〇か条分増えたとされる。

(57) 酒井・前掲論文注(56) 四八頁。

(58) 判例と法律学の学習については、さしあたり、川嶋四郎「判例学習の基礎と展望——法科大学院時代における『判例学修』への総論的な処方箋」(法学セミナー一六一四号六頁(二〇〇六年))などを参照。

(59) 川嶋・前掲書注(29) 六二七頁、同・後掲書注(78) 一五六頁、二九一頁などを参照。さらに、長谷部由起子『民事訴訟法(第二版)』(一二頁(岩波書店、二〇一七年))も参照。

(60) たとえば、平井直雄「民法における『判例』論の新段階」同『法律学基礎論の研究』三三五頁（有斐閣、二〇一〇年〔初出、一九九九年〕）などを参照。

(61) たとえば、高田裕成「三木浩一」山本克己「山本和彦編『注釈民事訴訟法（第五卷）』三二五頁（勅使河原和彦執筆）（有斐閣、二〇一六年）」などを参照。

第四章 おわりに

——「当事者主義」の実現

1 ドナー間の競合

ベトナムにおける民事訴訟法起草支援は、高い能力をもったベトナム側の担当者の存在などを背景としつつ、興味深いドナー間競合（支援国間競合）の実践例を示している⁽⁶²⁾。ベトナムは、アメリカおよび日本のそれぞれからの法整備支援を受けて、二〇〇四年民事訴訟法の制定に漕ぎ着けることができた。このような複数の国が支援を行う場合には、受入国側の歴史的な背景、受け入れ能力そして政治的な度量の問題などにも関わることであるが、一般的にみた場合には対応・調整の困難さやドナー間対立の問題などを、避けることができない⁽⁶³⁾とも推測される。

しかし、この点に関して、ベトナム政府および司法関係機関等における内部的な事情や状況は明らかではないが、出来上がった民事訴訟法草案などをみるかぎり、ベトナム側は、的確かつ柔軟に対応し、いわゆるドナー間対立（支援国間対立）を巧妙に回避したように思われる。もちろん、ベトナムの場合にも、支援国が一堂に会して支援を行うといったスタイルは取られておらず、あくまで個別対応がなされており、ドナー間での議論や調整は行われていなかった。しかも、法律草案は、あくまでベトナム側が作成し、支援国は、それに関して検討を加えて適切な助言を行うにとどまっ

ていたことから、本来的に、ベトナム側の独自の判断・決定権限が尊重され、かつ、支援国間の直接的な対立も回避できるシステムがとられていたともいえる。あるいは、競合するドナー間の見解の基本的な異同などがあれば、それは、結果的には、自国に有利に活用する素材（特に、アメリカ側に対するエクスキューズとして、日本側の指摘の活用機会等）を提供することとなったのかもしれない。

しかも、非常に興味深いことに、金子教授の研究によれば、ベトナム側の民事訴訟法草案の起草については、ソビエト・ロシアの民事訴訟法（一九六一年法〔「ソ連民事訴訟基本原則」〕、一九六四年法〔「ロシア共和国民事訴訟法典」〕の影響が大きいという。それらのソヴィエト法は、処分権主義および弁論主義を採用しており、まさに当事者主義的な民事訴訟法であったのである。

そのことは、ベトナムにとっては僥倖であった。語の本来の意味における盲亀浮木のたとえのごとく、同じ社会主義国の法典に、良き先例を見出すことができたからである。それは、法形式として、アメリカの強い要請を満たし得るものだったのである。そうすると、国家の政治体制とそれを具現化する法律制度、とりわけ訴訟法原則との結合度は必ずしも強くはなく、ベトナムがアメリカの提示した条件をクリアすることも、法形式のうえではそれほど困難なことではなかったのではないかと思われるのである。

そこで、最後に、最大の懸案であったと考えられるこの「当事者主義」についてみていきたい。

2 「当事者主義」について

二〇〇四年民事訴訟法の制定過程において、アメリカがベトナムに要求した条件のなかには、先に述べたように、「職権主義から当事者主義への転換」という、訴訟制度の核心に関わり理論上も実務上も重要な基本的要請が存在した。し

かし、その要求項目はやや抽象的であり、具体的な内実は、必ずしも明らかではないように思われる。当事者主義という考え方が多義的であることに関わりと考えられ、しかも、現在の世界の資本主義国における民事訴訟法においては、確かに、当事者主義的要素が中心を占めてはいるものの、しかし、職権主義的要素が完全に払拭させられているわけではなく、むしろ、当事者主義と職権主義がいわば相互補的に共存しつつ、適正・充実に迅速な民事訴訟の審理判断に貢献していると考えられるからである。⁽⁶⁵⁾

ところで、いうまでもなくアメリカ民事訴訟を彩る中心的な基本原理は、「アドヴァーサリー・システム」(Adversary System)である。これは、日本では「当事者対抗主義」とも「当事者対立主義」とも「論争主義」とも訳されるが、アメリカ民事訴訟の当事者主義を表現する基本的な考え方として汎用されている(アメリカの刑事訴訟においても同様に、この表現が用いられる)。これは、訴訟上、相対立する両当事者が自己に有利な法律上・事実上の主張・証拠を相互に提出し合い、それに基づいて、中立公平な第三者である裁判官が判断を下すという裁判の基本的な考え方をいう。アメリカでは、この制度のもとでこそ、民事訴訟を実体的真実を発見する手段として正当化できると考えられており、それは、訴訟が、裁判所における単なる紛争解決の手段にすぎないものではなく、裁判所において当事者が権利を実現するためのものとして捉える啓蒙主義的な観念であるとも評価されている。⁽⁶⁶⁾ いずれにせよ、その具体的な定義自体は困難であり、後に述べるように、その内容は広範かつ多様である。

日本法およびドイツ法などの大陸法と比較して、アメリカ法で興味深いのは、判例法主義ゆえにやむを得ない面はあるが、当事者主義の具体的な内容である処分権主義・弁論主義に対応する基本的な準則が、実定規定上には存在しないようにもみえる点である。

たとえば、処分権主義のなかの申立拘束主義(日民訴二四六条)は、形式面で厳格にみた場合には、アメリカには存

在しないことが明らかになる。興味深いことに、連邦民事訴訟規則五四条(c)項には、欠席判決ではないかぎり、つまり、当事者が在廷し弁論権が保障されているかぎり(right to day in court)〔法廷での審理を受ける権利〕が現実に貫徹されているかぎり、裁判所は、申立てに拘束されることなく、救済を与えることができることが規定されている⁶⁷⁾。ただし、このような規律については、判例法上、そのような救済付与(判決言渡し)の前提として、当事者間での対論過程で「不意打ち」(surprise)が存在しないことが前提条件となっていること、すなわち、そのような救済付与に対する相手方の反論提出の機会が実質的に保障されていることが救済付与の前提条件とされていることが、すでに説明されている⁶⁸⁾。したがって、実質的かつ機能的な制度比較をした場合には、アメリカ法でも、申立拘束主義の趣旨が、判例法上は貫徹されているのである。

大陸法系の民事訴訟法の視点からみれば、このような形式面では一見不徹底ではあるものの、審理の実質面ではそれを個別的かつ実践的に補い、手続過程における当事者の弁論権・自己決定権を保障するアメリカの手続手法は、これまた興味深いことに、日本法などが志向する紛争の相対的解決(日民訴一一五条一項参照)とは異なり、いわば社会的紛争の全面的な解決に導く契機をも創出するように思われる⁶⁹⁾。それは、先に述べたベトナムの旧法(二〇〇四年民事訴訟法制定前の法令)下における訴訟的解決のあり方に近似する面もある。しかし、アメリカで行われているような実質的な当事者の自己決定・私的自治の保障(そのための手続保障)および紛争の実質的な全面的解決を実現するためには、裁判官の力量だけではなく、両当事者、とりわけ両弁護士との能力に依拠するところが大きいであろう。そうであるとすると、法改正の成果の実務的な浸潤と人材育成の課題が顕在化することになる。

また、二〇〇四年のベトナム民事訴訟法は、弁論主義の第一原則である「主張責任の原則」を規定していない⁷⁰⁾。当事者の証拠提出権と証明責任の規定(ベ民訴六条一項・七九条)などを前提とすれば、事実と証拠との区別、すなわち、

訴訟資料と証拠資料の区別の原則が貫徹されていないようにも思われるのである。ただし、実際には、事実主張がなければ争点は明らかにならず、証明の対象も明らかにはならない。証拠こそが争点となっている事実を基礎づけるものであり、証明責任を考える以上、証明対象である事実を観念せざるを得ず、また、判決書の記載事項（ベ民訴二三八条五項）などをみれば、実質的には事実主張の重みをも看取できるであろう。日本法でも、この点については確かに規定がないが、判例・学説上、その基本原則は認められている（主要事実のとらえ方〔主要事実と間接事実の区別の基準〕には、学説上議論は存在する⁽⁷¹⁾）。これも、審理の過程で不意打ち防止の機能を実現すれば、実質的に満たすことができるという基本的な考え方といえる。したがって、弁論主義の第一原則に関する規定の不存在によって、ただちに弁論主義が否定されているとは考えられないであろう。ただし、審理の実際に依存する原理原則の個別事件の手續における確保は、同時に、大きな問題も孕んでいる。

しかも、この点について、アメリカ法でも、必ずしも連邦民事訴訟規則上、明確ではないのである⁽⁷²⁾。ところで、アメリカにおける当事者主義は、民事訴訟の基礎をめぐる古典的な議論に裏打ちされているように思われる。

まず、アメリカ民事訴訟法におけるアドヴァーサリー・システムに関する著名な研究者である、ランズマン教授は、アドヴァーサリー・システムの重要な要素として、①中立的かつ受動的な事実認定者を用いること、②当事者による証拠の提出に依拠すること、および、③高度に構造化した法定手続を利用することであるとす。

まず、①については、事実認定者（裁判官、陪審員）は、当事者が判断対象となる紛争を提示し、訴訟手續のなかで紛争のもととなっている事実を提出した後にはじめて判断を下すのであり、事実認定者は、証拠提出について積極的に関与することを控えるべきであるとする。次に、②については、①と深く関係するが、事実認定者が判断の基礎とする

証拠は、当事者が提出しなければならないことを意味する。これにより、一方で、事実認定者は、このような制約を受けることから、当事者間の争いに巻き込まれることが避けられ、他方で、当事者が、最も説得力のある証拠を発見して提出する責任があることがクローズアップされる。それにより、当該紛争の争点が絞られることになるとする。さらに、③については、プリ・トライアルおよびポスト・トライアル段階を規整する精巧な訴訟規則、トライアルを規整する精巧な証拠規則、および、弁護士としての行為を規整する精巧な倫理規則のすべてが、アドヴァーサリー・システムのメカニズムを構成する要素として重要であるとする。訴訟規則は、訴訟過程を統制し、口頭弁論において当事者間の対抗状況を最高潮に高め、そのような構造のなかで、当事者から判断の基礎となる証拠が提出され、また、偏見を生じることおそれのある独自の調査に事実認定者が乗り出す可能性を減少させ、公正な手続を当事者に保障するとする。証拠規則は、対立当事者構造をとる訴訟手続において、証拠調べの局面の廉潔性 (integrity) を保護するとする。さらに、倫理規則は、弁護士に、一定の行為を禁止しつつ、たえず依頼者の利益のために熱心な代理活動を行うことを、弁護士に対して要請するのである。⁷⁴⁾

次に、アメリカにおける特に著名な「訴訟の方式」(Forms of Action) についての研究は、フラー教授の古典的著作であるが、それも、裁判制度の重要な要素として、アドヴァーサリー・システムを位置づける。これによれば、本質的な「訴訟の方式」は、「証拠と合理的な議論による参加」であり、この方式は、たとえば、当事者主義(アドヴァーサリー・システム)、中立で理解力のある判断者、および、判断の理由付けおよび回顧的な判断といった一定の訴訟上の属性により、最もよく達成されると論じる。そうだとすると、アメリカにおける当事者主義は、「証拠と合理的な議論による参加」を保障する原則であり、それを確保できる基本構造が備わっていれば、その民事訴訟の手続は、司法権・裁判官の独立や回顧的な理由をもった判決の言渡し保障とともに、当事者主義の要請(すなわち、職権主義の排除要

請)を満たすことになると考えられる。⁽⁷⁶⁾このようなフラー教授の「訴訟の方式」には、日本的な自己責任・自己決定の訴訟手続にとつては不可欠と考えられる申立拘束主義も主張原則も入っておらず、証拠と参加こそが、その方式の中核的要素とされる。そうであるとする、関係当事者をも広く訴訟手続に巻き込んだ「熟議の場」を提供するかにみえるベトナム二〇〇四年民事訴訟法は、トータルにみて、アメリカの指示した基本条件をクリアするものと評価されたのではないかと考えられる。⁽⁷⁷⁾

しかも、アメリカでは、「公共訴訟」(Public Law Litigation, Institutional Reform Litigation, Structural Reform Litigation)の擡頭⁽⁷⁸⁾などとともに、積極的な裁判官像に基づく職権主義的民事訴訟について、それほど否定的な評価を下せなかった背景事情もあるように思われる。⁽⁷⁹⁾これは、アメリカにおける当事者主義の変容でもあり、フラー教授が「訴訟の方式」の本質的屬性ではないとして民事訴訟の対象から排除した「多中心的争い」(poly-centric dispute)を⁽⁸⁰⁾め、れつきとした訴訟事件の中に取り込む契機を与えたのである。⁽⁸¹⁾

このようにみてきた場合に、法整備支援における支援国とベトナムとの間の同床異夢的なもどかしさ、あるいは、結果実現のための受人国のしたたかささえも感じられる。⁽⁸²⁾

しかも、二〇〇四年民事訴訟法制定後における当事者権の強化と職権主義の補強などといったアンビバレントな法改正の過程をみた場合に、ベトナム民事訴訟法改革のなかに、「社会主義国家ならではの社会福祉的民事訴訟法」の具体化や、民事訴訟法の実用化のための工夫などをも、垣間見ることもできる。しかし、改正過程で、それらとともに強調されている当事者権の拡充は、私的自治・自己決定・自己責任の民事訴訟法形成への歩みにもつながる。多様でともすれば相反する基本的な考え方のもとで、今後、ベトナム民事訴訟法がどのように発展するか、興味は尽きない。

もとより当事者主義は多様であり、ベトナム民事訴訟法のもとにおける民事訴訟の当事者主義的な実践は興味深く、

社会主義国における新たな当事者主義の具体化さえ期待できるであろう。

また、現在、判例公開への動きなど、民事訴訟審理の現実を結果からトレースし、監視監督する作業も、進捗しつつある。躍動しつつある国家の動態的な民事訴訟法の展開を、期待をもつて見守っていきたい。

(62) 一般に法整備支援においては、例外もあるものの、多様なドナー（支援国・支援機関等）がおのおの異なる方針で法整備支援を展開していることから、おのずと受入国側の混乱やドナー間対立といった問題は、回避することができないと考えられる。香川川金子編・前掲書注（一）二二頁（香川孝三川金子由芳執筆）。

(63) 一般的な指摘として、たとえば、香川川金子編・前掲書注（一）二二三頁（金子由芳執筆）。さらに、ベトナムの場合には、民事法領域（経済法領域・商事法領域も含む）においては、他のいくつかの国からの支援も受けている。

(64) 金子・前掲論文注（一七）八九頁以下。

(65) 日本では、これを「当事者主義と職権主義の交錯」と呼び、相互補充の関係が指摘されている。つまり、一方で、事件の実体形成の側面では、当事者主義（処分権主義、弁論主義）が妥当し、手続形成の側面では、職権主義（職権進行主義）が採用されているのである。川嶋・前掲書注（29）二九七頁以下参照。

(66) 浅香吉幹『アメリカ民事手続法（第三版）』六頁（弘文堂、二〇一六年）参照。

(67) 同条項は、次のように規定している。「欠席判決は請求の趣旨において原告が求めたものと異なる種類のものであつてはならず、また、金額において原告の申立事項を超えてはならない。欠席当事者に対して欠席判決がなされる場合を除き、すべて終局判決は勝訴者がそのような救済をプリアーディングにおいて求めている場合においても勝訴者が得ることができる救済を与えなければならない。」

(68) 谷口安平「アメリカ民事訴訟における新しい権利の生成」同『民事手続法の基礎理論Ⅰ（民事手続法論集・第一巻）（上）』二二五頁（信山社、二〇一三年（初出、一九七〇年））。

(69) 谷口・前掲論文注（68）一五三頁では、現代のアメリカ民事訴訟法が、社会的な紛争（原告が人為的に切り取って持ち出したものではない生の紛争）の全面的な解決を志向しており、しかもそれが、単に既判力の拡張による解決の擬制ではなく、審理の内実を充実化することによって実質的な解決

を実現しようとしていることを示唆していると指摘されている。なお、アメリカにおけるインディアン法での訴訟手続は、いわば「全員集合型公開裁判」である。See Christine Zuni Cruz, [On the] Road Back to Community Lawyering in Indigenous Communities, 5 *Critical Law Review*, 557 (1999).

(70) 吉村・前掲論文注(24) [CD NEWS 二六五] 六頁、金子・前掲論文注(17) 八八頁など。

(71) 川嶋・前掲書注(29) 四三六頁以下参照。

(72) たとえば、連邦民事訴訟規則一五条(b)項は、ブリーディング(訴訟書面)と事実記載について、次のように規定する。「ブリーディングにおいて提示されなかった争点が当事者の明示または黙示の同意のもとにトライアルにおいて争われた場合には、この争点はいかなる関係においてもブリーディングにおいて提起されていたものとみなされる。ブリーディングを証拠に一致させ当該争点を提示するために必要なブリーディングの訂正は、当事者の申立てにより何時でも、判決の後においても、行うことができる。しかし、このような訂正をしなくても、これら争点の裁判の結果に何ら影響はない。もし、ある証拠に対しブリーディングによって提起された争点の範囲内ないと理由で異議が述べられた場合にも、裁判所は、ブリーディングの訂正を許すことができ、その訂正によって事件の実質がよりよく提示される場合においては、異議者の側において、このような証拠の許容により、本案の防御に不当な不利益を被ることを明らかにしないかぎり、裁判所は訂正を寛大に許さなければならない。裁判所は、異議者とその証拠に対処することを可能にするために、期日の続行を許すことができる。」これまた、申立事項の場合と同様に、形式的な書面記載というよりも、審理における実質的な事実主張の重要性を示唆し、機能的な意味での不意打ち防止を要請するように思われる。このことは、次に述べる「証拠提出権」の重要性を示唆するもののようにも思われる。

(73) スティーヴン・ランズマン(椎橋邦雄訳)「アメリカ合衆国におけるアドヴァァサリ・システム——民事訴訟法改革への挑戦」山梨学院大学法学論集(法学部創設三〇周年論文集)二四号四四三頁(一九九二年)。

(74) アメリカ合衆国におけるその他のアドヴァァサリ・システムをめぐる議論については、たとえば、椎橋邦雄「アメリカ民事訴訟法における当事者主義の基礎研究」山梨学院大学法学論集一五号六六頁(一九八九年)などを参照。

(75) Lon L. Fuller, *The Forms and Limits of Adjudication*, 92 *Harvard Law Review*, 353 (1978).

(76) なお、フラー教授は、アメリカ法の概説的な著作の一部で、伝統的なアドヴァァサリ・システムを擁護する立場から、公共訴訟における積極的な裁判官像について、おおむね次のような批判を展開している。すなわち、アドヴァァサリ・システムの基礎理論から考えれば、仮に、事実認定者である裁判官が、その受動的な役割から逸脱し、能動的な役割に転じれば、事実認定者は、事実に関して、当初の仮説をいつのまにか最終的な結

論にしてしまうよう早まった判断結果を形成してしまつたことになり、当事者が提出するすべての証拠資料の価値を正しく評価することができなくなるなどの危惧を表明するのである。See Lon L. Fuller: *The Adversary System*, Harold Berman ed., *Talks on American Law*, 34 (Vintage Books, 1971).

(77) ちなみに、アメリカ民事訴訟における事実認定は、「証拠の優越」により行われるのであり、日本法のように、「高度の蓋然性」による証明度よりは低いと解されている。川嶋・前掲書注(29) 四六七頁。アメリカでも、事実主張に関する規律の緩やかさと比較して、証拠の価値が重視されている。それは、デイスカバリーの価値でもある。

(78) 川嶋四郎『公共訴訟の救済法理』四三頁(有斐閣、二〇一六年)も参照。

(79) ランズマン・前掲論文注(73) 四五九頁以下でも、一九八〇年代における「反当事者主義の動き」に言及されている。そのような動きは、つまりは職権主義的な民事訴訟規範の創造とそのような訴訟運営の実践である。

その当時の規律の背景としては、アメリカの裁判所が危機に瀕しており、①過度に論争的な(すなわち、アドヴァーサリーな)弁護士をコントロールし、かつ、②増加する事件を減少させるための方策が採用されなければならないとの結論に達していた。①については、弁護士としての行為を再審査しつつ、コントロールする裁判官の権限を強化することであり、その後、弁護士(特に、いわゆる公民権弁護士などの公益弁護士等)に対して極度の提訴萎縮的効果を生じさせることとなった「ルール・イレブン」(Rule 11、一九八三年改正の連邦民事訴訟規則二一条)の規律につながり、②については、口頭弁論という正式事実審理によることなく、裁判官が積極的に和解によって訴訟手続を終了させる傾向の促進であり、これは、裁判官と当事者との間で口頭弁論前に行われるブリトライアル:カンファレンス(Pre-trial conference)を規整する連邦民事訴訟規則二六条の改正につながり、そこにおける和解の促進と、事件管理の徹底であった。いずれも、裁判官の中立性や弁護士自身の自己管理的・自治的な責任負担、および本案判断以外の局面における紛争の増加と本案自体の回避傾向を促進するものであり、伝統的なアドヴァーサリー・システムからの乖離を意味するものであった。「管理者型裁判官」と評される現代アメリカ民事訴訟における裁判官イメージの形成である。See Judith Resnik, *Managerial Judges*, 96 *Harvard Law Review*, 374 (1982). 川嶋・前掲書注(78) 一五二頁も参照。

(80) Geoffrey Hazard Jr., John Leubsdorf & Debra Basset, *Civil Procedure*, 6th ed., 412 (Foundation Press, 2011) は、その著作の最初にアメリカ民事訴訟法の顕著な特質として、次のようなまとめの後に、アドヴァーサリー・システムに言及している。△英米訴訟手続の指導的な特徴は、対立当事者のな性格(adversarial nature)である。民事紛争において、訴訟を提起し、それを追行し、裁判所に対して、事件に相応しい事実を調査提出し、証拠を提示し、法的な議論を展開するのは、通常当事者の責任であり、裁判所の責任ではない。裁判所の機能は、一般に、証拠に基づき、提示され

た争点である事実の存否を判断し、当事者の申立てに基づき、適切な手続上の制裁を適用することに限定されるのである。▽

Hazard教授らは、このように述べた後に、アドヴァーサリー・システムについて、次の七点を指摘する。See id. at 40. 要約すれば、以下の通りである。

①当事者の役割 アドヴァーサリー・システムにおける当事者の役割に関しては、「当事者提出原則」と「当事者追行原則」が存在する。前者は、当事者による訴訟の内容形成に関わり、両当事者が、事実の調査を行い証拠や法的議論を提出する衡平な機会を有することを意味する。これは、当事者が、固有の権利の主体であることの現われであり、権利保障についての社会的利益は、直接利害関係のある当事者の利己心に働きかけることにより十分に実現されることによる。後者は、その当然の帰結であり、当事者が訴訟事件を進行させる権限をもち、当事者は相手方に異論のないかぎり訴訟を終わらせることができることを意味する。これらは、事実や証拠の提出も訴訟の追行も当事者が行うべきであること、それゆえ、裁判所は、本質的に受動的な判断者として行為をすることを、意味している。公共の利益に関わる事件においても同様である。

②真実と受容力 このようなアプローチは、二つの価値判断を示している。第一に、真実は、裁判所の職権によるよりは、強い利己心に動機づけられた両当事者の事実調査と証拠提出により明らかになる蓋然性が高いことと、第二に、判断の徳性や受容力は、事件の帰結に対して心理的な関わりを有しない者によって判断が行われることよって、最大のものとなることである。このような当事者自治と当事者間の係争を通じた真実発見に重点を置くアドヴァーサリー・システムは、他の法系ではともかく、アメリカの文化には馴染みの深いものである。

③裁判官の責任 ただし、「当事者提出原則」も「当事者追行原則」も、無条件で妥当するものではない。後者は、裁判所（裁判官）が、事件を口頭弁論や和解に導く積極的な責任を有するという命題により、現代的な修正を被っており、前者は、口頭弁論を指揮する裁判官は当事者が形成した争点の範囲内で真実を浮かび上げさせ適切な法適用を行えるように積極的な役割を演じるべきであるとするコモン・ローの伝統により、変容を被っている。たとえば、公立学校における別学解消訴訟事件のような公的問題が争点となった事件では、裁判官の役割は必然的に積極的なものとなる。ただし、陪審の役割を強調すれば、裁判官の積極性は、陪審の役割の侵害になりかねず、また、訴訟法は文言通りに運用されねばならず、裁判官により操作されてはならないともされる。これらは相矛盾するが、実際には、裁判官のスタイルは、積極から消極に至るまで多様である。一般には、連邦の裁判官の方が、州の裁判官よりは積極的であるといえる。積極的であれ消極的であれ、事件の担当弁護士が有能ならば、アドヴァーサリー・システムの基本原則を侵害することはない。アドヴァーサリー・システムの最も深刻な弱点は、弁護士が十分な弁護活動ができない場合に顕在化する。

④係争事項の範囲の限定 アドヴァーサリー・システムが裨益する価値によつて、裁判官の役割が当事者の形成した争点の範囲内に留められるべきか否かは、簡単な問題ではない。当事者は、自由に係争事項を決めることができる。当事者が、結果を認識しつつ請求や攻撃防御方法などの提出

を拒むならば、裁判所は、それに拘束される。しかし、通常、当事者は、得られるべき最善の救済内容を得たがるものである。

⑤代理の適切さ 「当事者提出原則」を通じた裁判の公正さは、疑わしき前提に基づいている。それは、当事者は、主張立証能力の点でおおむね対等であるというものである。しかし実際には、それは誤っているので、当事者は、有能な代理人によって代理されるという前提に取って代わられることになる。これは、専門家責任の準則が目指す目的でもある。しかし、現実には様々な課題がある。両当事者に弁護士が付いているとしても、等しく有能とはかぎらない。技能は別としても、財力や他のインセンティブによって、弁護士が依頼者の利益を蔑ろにする事態さえ存在する。

⑥対立の過剰性 アドヴァーサリー・システムのもとでは、当事者は、真面目に真実を語り、求められれば不利な証拠も明らかにし、弁護士は、裁判所のオフィサーとして、依頼者にそうするように効果的な指導を行うといった前提も語られる。しかし、当事者が事実を歪める強いインセンティブに打ち勝つのは困難である。アドヴァーサリー・システムによって、当事者や弁護士が、訴訟を、勝利がすべての戦争やスポーツとみなすことに駆り立てられるとの論評も根強い。さらに、当事者が、利害関係のある第三者の利益保護を積極的に行う保障もない。このようなアドヴァーサリー・システムの弱点を認識することによって、現代アメリカ民事訴訟法の傾向がよく説明できる。本案判断を可能にできるように、当事者による主張立証の機会を対等にするために、民事訴訟法が規律し、あるいは、裁判官が行うべきことはどのようなものであれ、アドヴァーサリー・システムを毀損することはなく、むしろ、それを支えるのである。

⑦裁判官の能力 このこととの関係で、次の二点が留意されねばならない。第一に、裁判官は完全ではないということである。裁判官の人格は多様であり、政治的傾向が、それを際立たせることもある。法廷弁護士が、事件を乗っ取る裁判官の恐怖を語ることも、しばしばである。第二に、ある訴訟事件は、当事者による正義の探求ではなく、むしろ、互いの復讐といった様相を示すこともある。このような事案の場合には、賢明な裁判官は、そこでの適切な役割は、審判のそれにすぎないと考えるのである。

ハザード教授らは、このように述べ、アドヴァーサリー・システムにおける弁護士のあり方を論じる。See id. at 812, 117 の指摘は、日本では、当事者主義とも訳され、処分権主義や弁論主義を想起させるアドヴァーサリー・システムの広範さと不定形さを示しているように思われる。弁論主義の根拠論では、私的自治の発現形態と考える本質説が日本では通説であるが、興味深いことに、アメリカでは、私的自治を念頭に置きながらも、よりプラグマティックに手段説的な説明を加えている点も興味深い。裁判官の基本スタンスの違いを前提にしつつ、個別事件における有能な弁護士の活動を通じて、アドヴァーサリー・システムの実現が志向されている点も、動態的なプロセスを通じて当事者の手続保障を確保し最善の救済形成の実現を図る試みとして評価できるのであろう。日本では、本質説と手段説とが対立的な関係に立つ（中野貞一郎『松浦馨』鈴木正裕編『民事訴訟法講義（第三版）』一九八頁（有斐閣、一九九五年）等を参照）と論じられているが、このような議論からは、両者の共存関係も考えられるで

あろっ。

(7) Abram Chayes, *The Role of the Judge in Public Law Litigation*, 89 *Harvard Law Review*, 1281 (1976); Mirjan R. Danaska, *The Faces of Justice and State Authority* (1986). 川嶋・前掲書注(78) 四三頁も参照。

(82) 「当事者主義は、追加された形式要件にすぎない傾向」があるとの指摘もなされている。金子・前掲論文注(17) 二一九頁。